

厚岸町耐震改修促進計画

令和 6 年 3 月
厚 岸 町

目 次

1章 計画の目的等	1
1 計画の目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 耐震化の目標年次と計画期間	2
2章 耐震化の現況	3
1 厚岸町の概要	3
（1）人口・世帯	3
（2）住宅所有関係別世帯数	4
（3）これまでの地震被害	5
（4）近年の地震歴	6
2 想定される地震	7
（1）北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）	7
（2）千島海溝地震（北海道提供）	11
（3）被害想定	17
3 住宅・建築物の耐震化の現況	42
（1）民間住宅の耐震化の状況	42
（2）特定建築物	43
（3）多数利用建築物	47
（4）地震防災上重要施設	49
3章 住宅・建築物の耐震化に係わる目標	51
1 住宅・建築物の耐震化目標	51
2 耐震化に向けた取組方針	52
（1）住宅の耐震化に向けた耐震改修等必要数	52
（2）多数利用建築物の耐震化に向けた耐震改修等必要数	53
（3）耐震診断義務付け対象建築物の耐震化	53
4章 住宅・建築物の耐震化促進に向けた基本的方向	54
1 耐震化に向けた各主体の役割	54
（1）所有者の役割	54
（2）建築関連事業者の役割	54
（3）厚岸町の役割	54

2	耐震化促進に向けた基本的な方向	55
(1)	耐震化促進に向けた基本的な取組み方針	55
(2)	重点的に耐震化を図る建築物	56
3	耐震化促進に向けた施策の基本的方向	57
5章	耐震化を促進するための施策	58
1	住宅・建築物に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	58
(1)	パンフレットやインターネットを活用した普及啓発	58
(2)	セミナー等の開催による普及啓発	58
(3)	地震・防災マップの更新・公表の促進	59
2	耐震診断・改修の促進を図るための支援や環境整備	60
(1)	住宅の耐震化の促進	60
(2)	住宅の建替・除却等の促進	61
(3)	多数利用建築物の耐震化の促進	61
(4)	地震時に利用を確保することが公益上必要な建築物の耐震化の促進	62
(5)	地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の耐震化の促進	63
(6)	耐震診断・改修に係る相談体制の充実	67
(7)	耐震改修事業者等の情報提供	67
(8)	その他の地震時の安全対策の推進	67
3	耐震診断・改修を担う人材の技術力向上	68
(1)	耐震診断・改修技術講習会等の情報提供	68
6章	耐震改修促進法・建築基準法に基づく指導等	69
1	耐震改修促進法に基づく指導等	69
2	建築基準法に基づく勧告または命令	69
7章	計画の推進に関する事項	70
1	所管行政庁との連携	70
2	アクションプログラム等の作成検討	70
3	その他	70

1 章 計画の目的等

1 計画の目的

厚岸町耐震改修促進計画（以下、「本計画」という。）は、安全・安心なまちづくりを推進するため、厚岸町区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修等に関する目標を設定し、基本的な方向や具体的な方策などについて定め、今後の厚岸町における建築物の耐震化施策を総合的かつ体系的に推進することを目的としています。

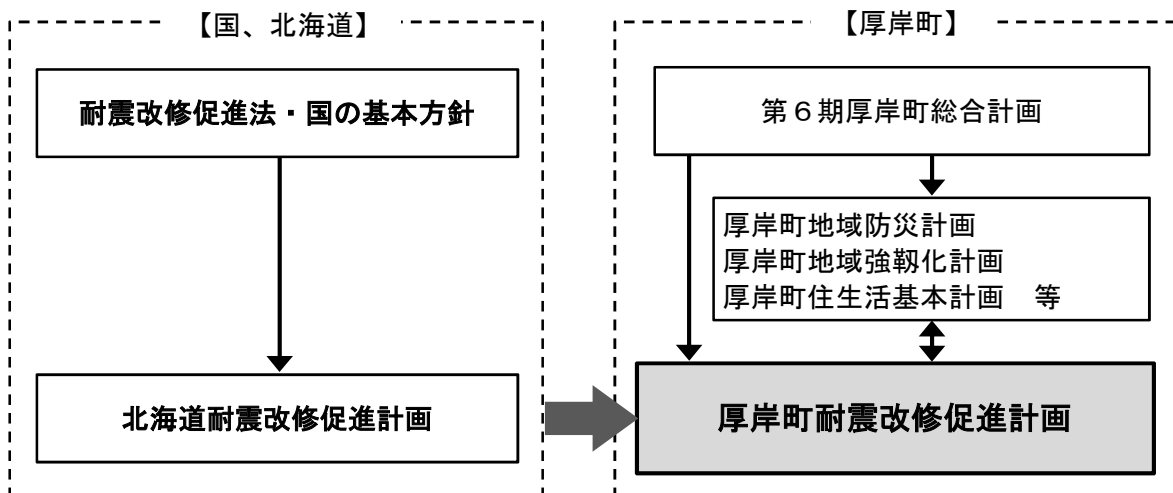
本計画は、平成 30 年度に令和元年度～5 年度までを計画期間として策定しましたが、計画期間が満了することから計画の見直しを行い、これまでの耐震化施策の実施状況及び検証を踏まえて、旧耐震基準で建築された既存建築物の地震に対する安全性の向上を、より一層計画的に推進して行くこととします。

2 計画の位置づけ

平成 25 年 11 月に改正施行された建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「耐震改修促進法」という。）第 6 条において「市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする。」とされています。また、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下、「国の方針」という。）では、「可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。（略）なお、市町村は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町村耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。」とされています。

以上のことから、本計画は、国の基本方針及び令和 3 年 4 月に見直しされた北海道耐震改修促進計画（以下、「道計画」という。）を勘案しつつ、第 6 期厚岸町総合計画、厚岸町地域防災計画等と整合性を図りながら策定するものとします。

図 計画の位置づけ



3 耐震化の目標年次と計画期間

本計画の耐震化の計画期間は令和 6 年度から 13 年度までの 8 年間とします。

目標年次は国の基本方針及び北海道計画の目標年次が 5 年おきに設定されており、次期目標年次は令和 7 年度としていることから、本計画においてもこれら上位計画との整合を図り、耐震化目標を踏襲するとともに、令和 7 年度以降も耐震化に関する施策を推進します。

また、上位計画の更なる変更など、社会情勢等が大きく変化し、本計画の見直しが必要となった場合は適宜見直しを行います。

<計画期間>

- ・厚岸町／令和 6～13 年度／8 年間 [目標年次 | 令和 7 年度／令和 12 年度]
- ・北海道／令和 3～7 年度／5 年間

※厚岸町総合計画／構想期間／令和 2～11 年（10 年）

[前期行動計画 | 令和 2～6 年度／後期行動計画 | 令和 7～11 年度]

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
厚岸町耐震改修促進計画	2期					3期 計画期間							
							● 目標年次					● 目標年次	
北海道耐震改修促進計画	2期		3期 計画期間					4期 計画期間					5期
第6期厚岸町総合計画	5期	第6期 基本構想										7期	
		6期 前期行動計画											
							6期 後期行動計画						

2 章 耐震化の現況

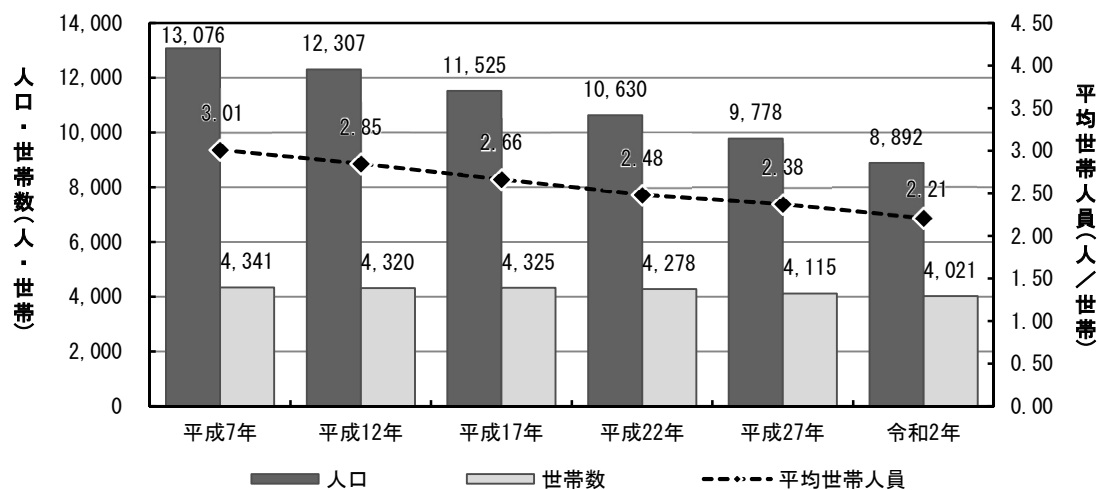
1 厚岸町の概要

(1) 人口・世帯

人口・世帯数は令和 2 年国勢調査では 8,892 人、4,021 世帯となっています。推移をみると、人口、世帯数とも減少傾向です。

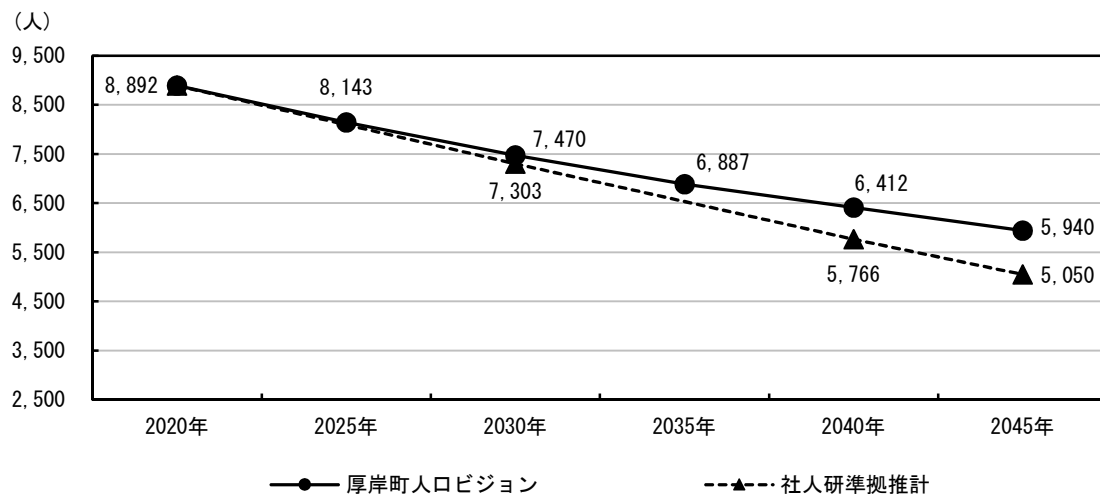
厚岸町人口ビジョンによる将来人口の推移をみると、2045 年で社人研準拠の推計が 5,050 人、目標推計は 5,940 人であり、今後更に減少する見込みとなっています。

図 人口、世帯の推移



資料：各年国勢調査結果（総務省統計局）

図 将来人口の推計

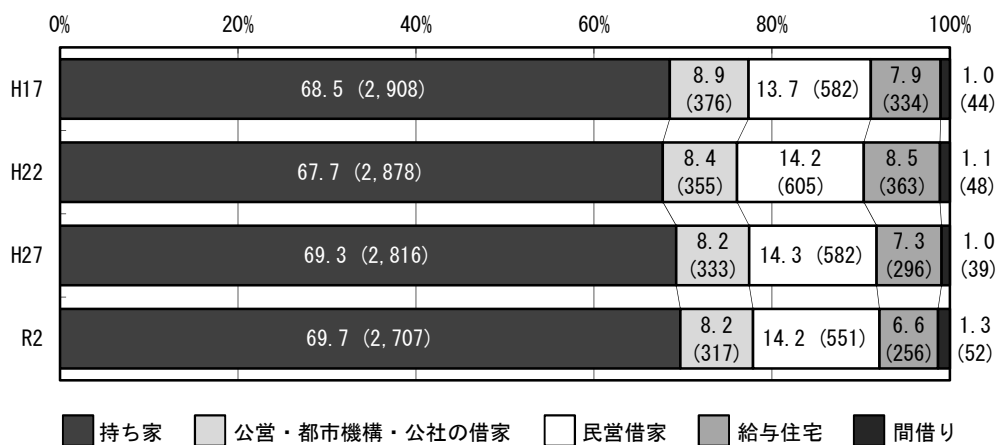


資料：厚岸町人口ビジョン（※2020 年は令和 2 年国勢調査結果（総務省統計局）の実績値）

（２）住宅所有関係別世帯数

住宅に住む一般世帯数¹は減少傾向です。令和２年の住宅所有関係別世帯数は、持ち家が 2,707 世帯（69.7%）、公営借家が 317 世帯（8.2%）、民営借家が 551 世帯（14.2%）、給与住宅が 256 世帯（6.6%）となっています。

図 住宅所有関係別世帯数の推移



資料：各年国勢調査結果（総務省統計局）

¹ 一般世帯数：施設等の世帯を除いた世帯数

(3) これまでの地震被害

厚岸町における地震被害は以下のとおりとなっています。

本町では大規模な地震が度々発生しており、近年においても平成 25 年に十勝地方中部で発生した地震で公共施設に被害が出ています。

また、平成 30 年に胆振地方中東部で発生した胆振東部地震では、北海道で初めて震度 7（厚真町）を観測し、北海道全域で停電が発生しました。

年度 震央地名（地震災害名）	マグニチュード （震度）	地震・津波による被害等
昭和 27 年 3 月 4 日 十勝沖（十勝沖地震）	8.2（震度 5）	死者 3 名、重傷者 18 名、家屋流失全壊 50 戸、半壊 62 戸、浸水 16 戸、漁船被害 156 隻
昭和 48 年 6 月 17 日 根室半島南東沖 （根室半島沖地震）	7.4（震度 5）	住宅破損 6 戸、漁船流失 1 隻、自動車流失 1 台、道路決壊 1 箇所
平成 5 年 1 月 15 日 釧路沖（釧路沖地震）	7.5（震度 6）	重傷 1 人、軽傷 25 人、住宅一部損壊 574 棟、その他道路、漁港、教育施設等に被害
平成 6 年 10 月 4 日 北海道東方沖 （北海道東方沖地震）	8.2（震度 6）	重傷 1 人、軽傷 3 人、住宅一部損壊 89 棟、その他道路、漁港、教育施設等に被害
平成 15 年 9 月 26 日 釧路沖（十勝沖地震）	8.0（震度 6 弱）	軽傷 10 人、住宅一部損壊 88 棟、その他道路、漁港、教育施設等に被害
平成 16 年 11 月 29 日 釧路沖	7.1（震度 5 弱）	重傷 1 人、軽傷 2 人、教育施設等に被害
平成 16 年 12 月 6 日 根室半島南東沖	6.9（震度 5 強）	軽傷 2 人、町営住宅、教育施設等に被害
平成 17 年 1 月 18 日 釧路沖	6.4（震度 5 強）	町営住宅、カキ種苗センター、教育施設等に被害
平成 23 年 3 月 11 日 三陸沖（東日本大震災）	9.0（震度 3）	床上浸水 67 戸、床下浸水 165 戸、住宅、工場、水産施設、車両等に被害
平成 25 年 2 月 2 日 十勝地方中部	6.5（震度 5 弱）	公共施設に被害
平成 30 年 9 月 6 日 胆振地方中東部	6.7（震度 2）	停電発生、軽傷 1 名、酪農家、商店、キノコ菌床センター等に被害

資料：厚岸町地域防災計画 資料編を基に編集

(4) 近年の地震歴

平成 25 年からの直近 10 年間に本町で発生した震度 3 以上の地震歴は以下のとおりとなっています。

震度 3 以上の地震は、断続的に発生しており、平成 25 年に十勝地方中部で発生した地震では震度 5 弱を記録するなど道内では地震が多い地域となっています。

表 厚岸町及び周辺の近年の主な地震歴（震度 3 以上）

発生日時	震度	震源地（M：マグニチュード）
平成 25 年 1 月 24 日 6:34	震度 3	M 5.2 根室半島南東沖
平成 25 年 2 月 2 日 23:17	震度 5 弱	M 6.5 十勝地方南部
平成 25 年 3 月 9 日 21:16	震度 3	M 5.0 釧路地方中南部
平成 25 年 4 月 19 日 12:05	震度 3	M 7 千島列島
平成 27 年 1 月 9 日 3:42	震度 3	M 5.5 根室地方北部
平成 28 年 3 月 30 日 14:09	震度 3	M 4.7 釧路沖
平成 30 年 4 月 14 日 4:00	震度 3	M 5.4 根室半島南東沖
平成 30 年 4 月 24 日 17:53	震度 3	M 5.4 根室半島南東沖
平成 30 年 5 月 18 日 3:42	震度 3	M 5.8 釧路沖
平成 31 年 3 月 2 日 12:22	震度 3	M 6.2 根室半島南東沖
平成 31 年 4 月 15 日 5:28	震度 3	M 5.1 釧路沖
令和 2 年 2 月 13 日 19:33	震度 3	M 7.2 択捉島南東沖
令和 2 年 5 月 31 日 3:13	震度 3	M 5.6 十勝沖
令和 4 年 3 月 16 日 23:36	震度 3	M 7.4 福島県沖
令和 4 年 11 月 20 日 18:17	震度 3	M 4.8 釧路沖
令和 5 年 2 月 25 日 22:27	震度 4	M 6 釧路沖
令和 5 年 6 月 11 日 18:54	震度 3	M 6.2 苫小牧沖

資料：気象庁ホームページ（令和 5 年 7 月 1 日時点）

2 想定される地震

本計画で対象とする地震は、以下から選定します。

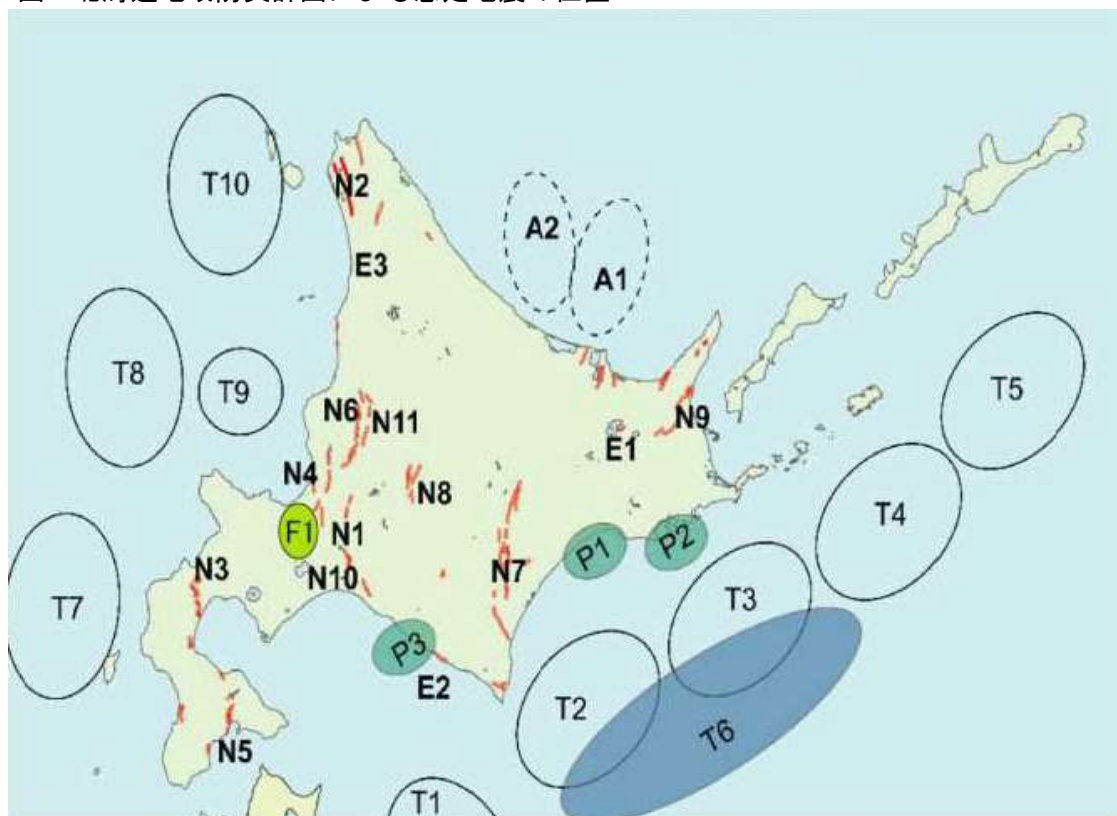
- (1) 「北海道地域防災計画」(地震・津波防災計画編 | 令和2年12月修正)
- (2) 「千島海溝地震」(北海道提供 | 令和5年)

(1) 北海道地域防災計画(地震・津波防災計画編)

1) 想定地震

「北海道耐震改修促進計画」では、「北海道地域防災計画」に基づき海域で発生する海溝型(プレート境界)地震と、陸域などで発生する内陸型(地殻内)地震に大別して30の地震を想定しています。

図 北海道地域防災計画による想定地震の位置



出典：北海道地域防災計画(地震・津波防災計画編 | 令和2年12月修正)

表 北海道地域防災計画による想定地震の概要

地震			地震		
マグニチュード			マグニチュード		
海溝型地震			内陸型地震		
千島海溝/日本海溝			活断層帯		
T1	三陸沖北部	8	N1	石狩低地東縁主部 地震本部	7.9
T2	十勝沖	8.1		石狩低地東縁主部 主部北側	7.5
T3	根室沖	7.9		石狩低地東縁主部 主部南側	7.2
T4	色丹沖	7.8	N2	サロベツ	7.6
T5	択捉島沖	8.1	N3	黒松内低地	7.3
T6	500 年間隔地震	8.6	N4	当別	7
日本海東縁部			N5	函館平野西縁	7.0-7.5
T7	北海道南西沖	7.8	N6	増毛山地東縁	7.8
T8	積丹半島沖	7.8	N7	十勝平野 地震本部	
T9	留萌沖	7.5		十勝平野 主部	8
T10	北海道北西沖	7.8		十勝平野 光地園	7.2
プレート内			N8	富良野 地震本部	
P1	釧路直下	7.5		富良野 西部	7.2
P2	厚岸直下	7.2		富良野 東部	7.2
P3	日高西部	7.2	N9	標津断層帯	7.7 以上
			N10	石狩低地東縁南部	7.7 以上
			N11	沼田-砂川付近	7.5
			伏在断層		
			F1	札幌市直下	6.7-7.5
			既往の内陸地震		
			E1	弟子屈地域	6.5
			E2	浦川周辺	7.1
			E3	道北地域	6.5
			オホーツク海		
			A1	網走沖	7.8
			A2	紋別沖（紋別構造線）	7.9

出典：北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編 | 令和 2 年 12 月修正）

表 国（地震調査研究推進本部地震調査委員会）における道内の主要な活断層や
海溝型地震の地震発生確率

想定地震		地震規模 (マグニチュード)	地震発生率		
			10 年以内	30 年以内	50 年以内
海溝型地震					
千島海溝沿い					
超巨大地震（17 世紀型）		8.8 程度以上	2～10%	7～40%	10～60%
十勝沖		8.0～8.6 程度	0.30%	10%程度	40%程度
根室沖		7.8～8.5 程度	30%程度	80%程度	90%程度以上
色丹島沖及び択捉島沖		7.7～8.5 前後	20%程度	60%程度	80%程度
ひとまわり小さい	十勝沖・根室沖	7.0～7.5 程度	40%程度	80%程度	90%程度
プレート間地震	色丹島沖・択捉島沖	7.5 程度	50%程度	90%程度	90%程度以上
十勝沖から択捉島沖の海溝寄りのプレート間地震		Mt8.0 程度	20%程度	50%程度	70%程度
沈み込んだプレート間のやや浅い地震		8.4 前後	10%程度	30%程度	40%程度
沈み込んだプレート間のやや深い地震		7.8 前後	20%程度	50%程度	70%程度
海溝軸の外側で発生する地震		8.2 前後	－	－	－
三陸～房総沖					
超巨大地震（東北地方太平洋沖型）		9.0 程度	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%
青森県東方沖及び岩手県沖北部		7.9 程度	0.007%～4%	10%～30%	70%程度
宮城県沖		7.9 程度	9%程度	20%程度	40%程度
日本海東縁部					
北海道北西沖の地震		7.8 程度	0.002～0.04%	0.006～0.1%	0.01～0.2%
北海道西方沖の地震		7.5 前後	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%
北海道南西沖の地震		7.8 前後	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%
青森県西方沖の地震		7.7 前後	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%
内陸型地震					
活断層					
函館平野西縁断層帯		7.0～7.5 程度	－	ほぼ 0～1%	ほぼ 0～2%
黒松内低地断層帯		7.3 程度以上	－	2～5%以下	3～9%以下
石狩低地東縁断層帯（主部）		7.9 程度	－	ほぼ 0%	ほぼ 0%
石狩低地東縁断層帯（南部）		7.7 程度以上	－	0.2%以下	0.3%以下
当別断層		7.0 程度	－	ほぼ 0～2%	ほぼ 0～4%
増毛山地東縁断層帯		7.8 程度	－	0.6%以下	1%以下
沼田-砂川付近の断層帯		7.5 程度	－	不明	不明
富良野断層帯（西部）		7.2 程度	－	ほぼ 0～0.03%	ほぼ 0～0.06%
富良野断層帯（東部）		7.2 程度	－	ほぼ 0～0.01%	ほぼ 0～0.02%
十勝平野断層帯（主部）		8.0 程度	－	0.1～0.2%	0.2～0.3%
十勝平野断層帯（光地園断層帯）		7.2 程度	－	0.1～0.4%	0.2～0.7%
標津断層帯		7.7 程度以上	－	不明	不明
サロベツ断層帯		7.6 程度	－	4%以下	7%以下

算定日：令和 4 年 1 月 1 日

出典：北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）

2) 地震動評価

北海道では、想定地震のうち 18 地震 54 モデルの想定地震について市町村別の地震動評価を行っています。

想定地震における厚岸町内の最大震度及び平均震度は以下のとおりです。

最大震度をみると、十勝沖が震度階級 6 強で最大であり、次いで根室沖が震度階級 6 弱となります。

表 想定地震における厚岸町内の平均震度・最大震度

	想定地震	モデル	最大 震度	※1	平均 震度	※2
				震度 階級		震度 階級
1	標津断層帯	30_1	5.6	6 弱	5.0	5 強
2		45_5	5.8	6 弱	5.2	5 強
3	十勝平野断層帯主部	30_3	5.2	5 強	4.7	5 弱
4		45_2	5.1	5 強	4.5	4
5		45_5	5.2	5 強	4.7	5 弱
6	富良野断層帯西部	30_2	—	—	—	—
7		30_5	—	—	—	—
8		45_3	—	—	—	—
9	増毛山地東縁断層帯	30_2	—	—	—	—
10		45_1	—	—	—	—
11		45_2	—	—	—	—
12		45_3	—	—	—	—
13		45_4	—	—	—	—
14		45_5	—	—	—	—
15	沼田-砂川付近の断層帯	30_3	—	—	—	—
16		30_4	—	—	—	—
17		45_1	—	—	—	—
18		45_2	—	—	—	—
19		45_3	—	—	—	—
20		45_4	—	—	—	—
21	当別断層帯	30_2	—	—	—	—
22		30_5	—	—	—	—
23	石狩低地東縁断層帯主部	(北) 深さ 7km30_1	—	—	—	—
24		(北) 深さ 7km30_5	—	—	—	—
25		(北) 深さ 7km45_1	—	—	—	—
26		(北) 深さ 3km30_2	—	—	—	—
27		(北) 深さ 3km45_2	—	—	—	—
28		(北) 深さ 3km45_3	—	—	—	—
29		(北) 深さ 3km45_5	—	—	—	—
30		(南) 深さ 3km45_2	—	—	—	—
31		(南) 深さ 3km45_5	—	—	—	—
32	石狩低地東縁断層帯南部	深さ 7km30_5	—	—	—	—
33		深さ 3km30_2	—	—	—	—
34		深さ 3km30_3	—	—	—	—
35		深さ 3km30_5	—	—	—	—
36	黒松内低地断層帯	30_5	—	—	—	—
37		45_3	—	—	—	—
38		45_4	—	—	—	—
39	函館平野西縁断層帯	45_2	—	—	—	—
40		45_3	—	—	—	—
41	サロベツ断層帯北延長	30_2	—	—	—	—
42		30_3	—	—	—	—
43		30_5	—	—	—	—

想定地震			最大震度	※1	平均震度	※2
		モデル		震度階級		震度階級
44	札幌市直下	西札幌背斜	—	—	—	—
45		月寒背斜	—	—	—	—
46		野幌丘陵 45_1	—	—	—	—
47	根室沖		6.0	6 弱	5.4	5 強
48	十勝沖		6.1	6 強	5.6	6 弱
49	三陸沖北部		5.2	5 強	4.6	5 弱
50	北海道北西沖	No_2	—	—	—	—
51		No_5	—	—	—	—
52	北海道南西沖	No_2	—	—	—	—
53	北海道留萌沖	N193No_1	—	—	—	—
54		N225No_2	—	—	—	—

※1 町内を 250mメッシュに分割し、メッシュ毎に計算された震度の最大値

※2 町内を 250mメッシュに分割し、メッシュ毎に計算された震度の平均値

※振興局内の最大震度が 4 以下（被害がほぼない）地震は計算対象外であり、「—」となっている。

（２）千島海溝地震（北海道提供）

千島海溝地震データは、厚岸町での最大震度を想定しています。

表 想定地震における厚岸町内の平均震度・最大震度

想定地震		最大震度	※1	平均震度	※2
			震度階級		震度階級
	モデル				
	千島海溝地震	6.9	7	6.1	6強

※1 町内を 250mメッシュに分割し、メッシュ毎に計算された震度の最大値

※2 町内を 250mメッシュに分割し、メッシュ毎に計算された震度の平均値

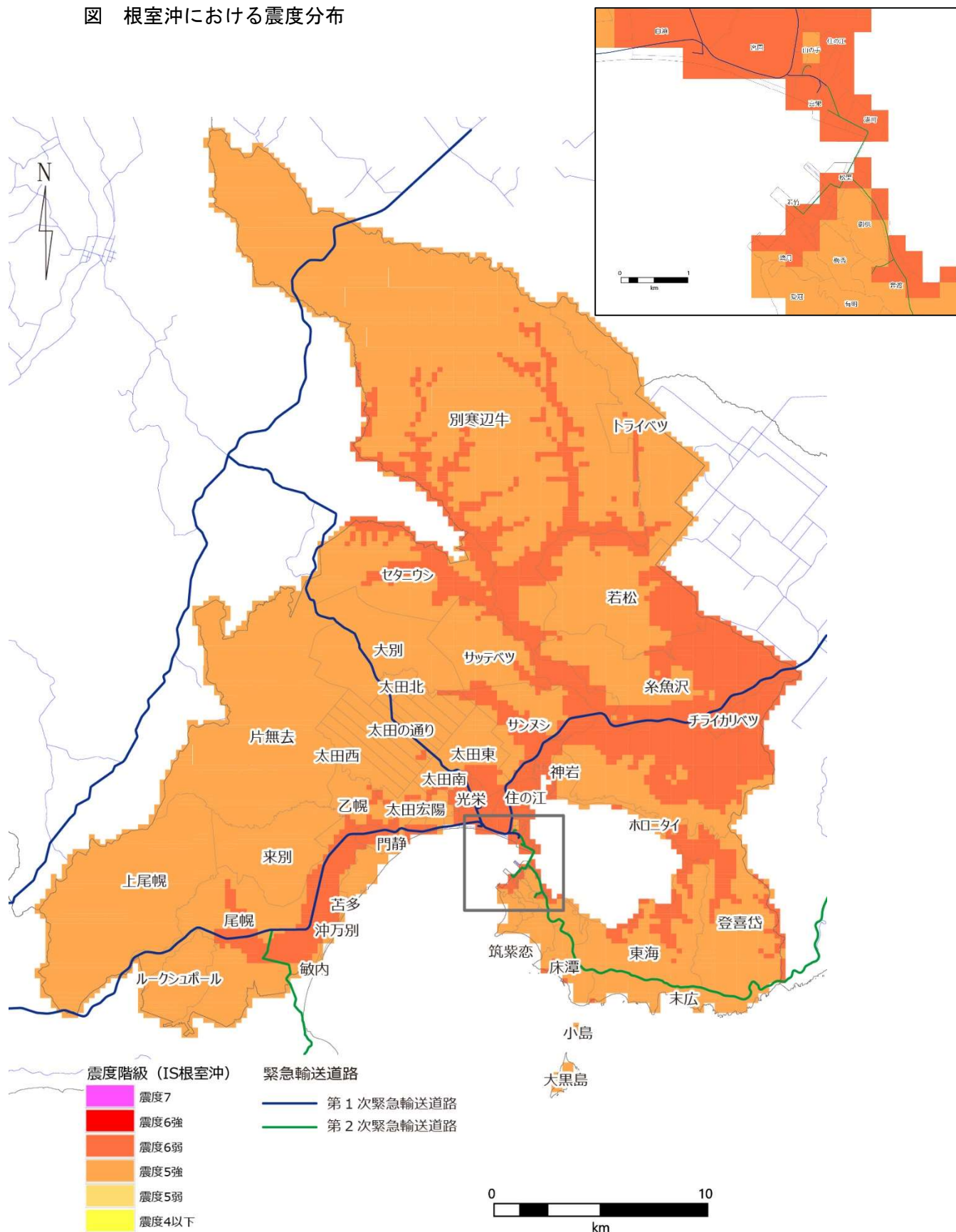
（参考）気象庁震度階級表

震度階級	計測震度	震度階級	計測震度
0	0.5 未満	5 弱	4.5 - 5.0 未満
1	0.5 - 1.5 未満	5 強	5.0 - 5.5 未満
2	1.5 - 2.5 未満	6 弱	5.5 - 6.0 未満
3	2.5 - 3.5 未満	6 強	6.0 - 6.5 未満
4	3.5 - 4.5 未満	7	6.5 以上

①根室沖における震度分布

根室沖における震度分布（250mメッシュ）をみると、町内全域で震度5強以上となっており、一部、国道44号沿道を中心に震度6弱の地域もみられます。

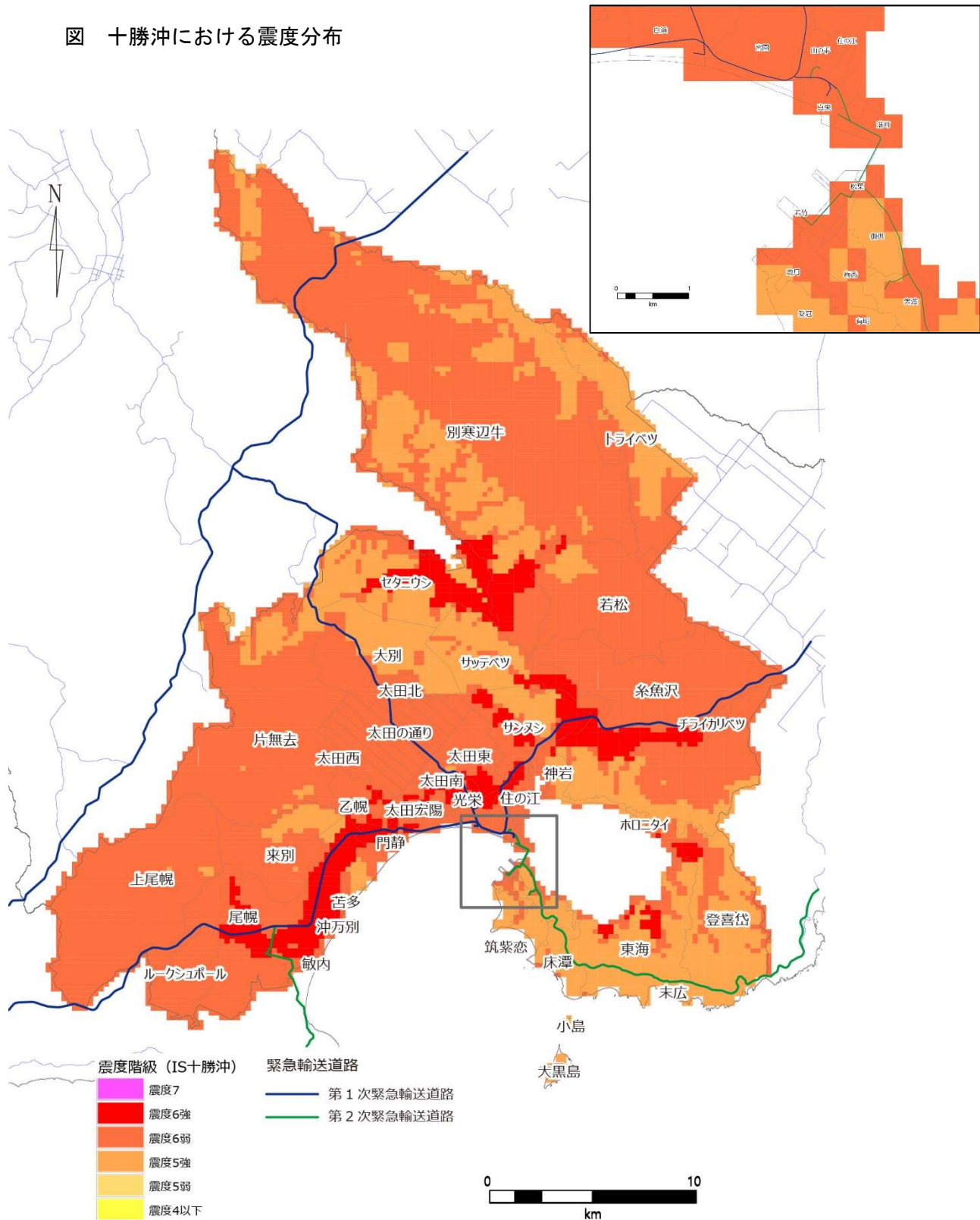
図 根室沖における震度分布



②十勝沖における震度分布

十勝沖における震度分布（250mメッシュ）をみると、町内全域で震度5強以上、過半が震度6弱以上となっており、一部、国道44号沿道を中心に震度6強の地域もみられます。

図 十勝沖における震度分布



③千島海溝における震度分布

千島海溝における震度分布（250mメッシュ）をみると、町内全域の過半が震度6弱以上となっており、一部、国道44号沿道や別寒辺牛地区を中心に震度7の地域も見られます。

図 千島海溝における震度分布

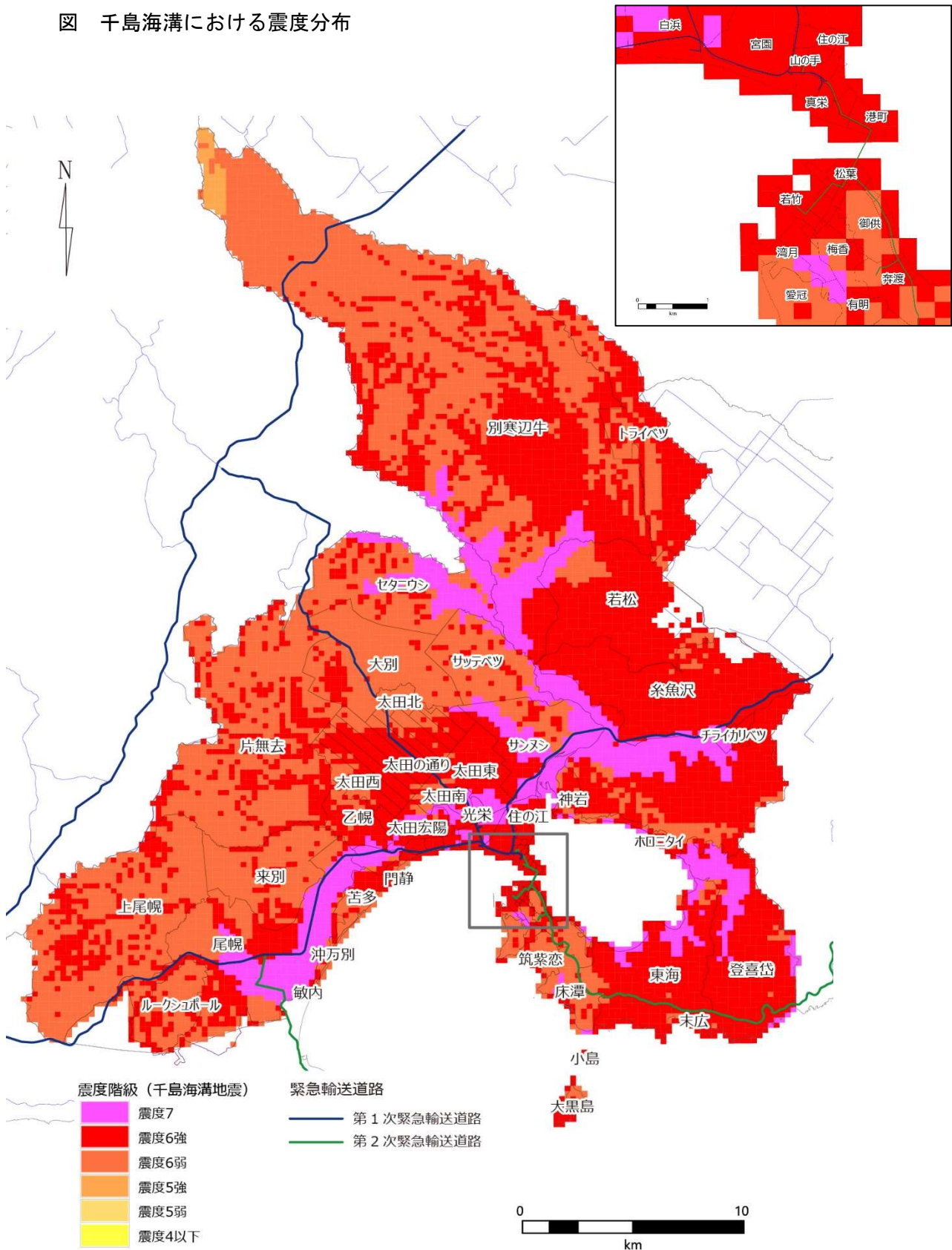


表 根室沖・十勝沖・千島海溝地震における字別最大震度・平均震度

地区		字名	面積 (km)	根室沖		十勝沖		千島海溝	
				最大震度	平均震度	最大震度	平均震度	最大震度	平均震度
湖北	1	真栄1丁目	0.12	5.55	5.54	5.73	5.72	6.29	6.28
	2	真栄2丁目	0.11	5.55	5.55	5.73	5.73	6.33	6.29
	3	真栄3丁目	0.07	5.55	5.55	5.73	5.73	6.33	6.28
	4	港町1丁目	0.09	5.76	5.64	5.93	5.81	6.49	6.34
	5	港町2丁目	0.08	5.55	5.55	5.73	5.73	6.30	6.26
	6	港町3丁目	0.08	5.56	5.55	5.73	5.73	6.25	6.24
	7	港町4丁目	0.10	5.56	5.56	5.73	5.73	6.25	6.23
	8	港町5丁目	0.04	5.56	5.55	5.73	5.73	6.27	6.25
	9	住の江1丁目	0.08	5.78	5.67	5.95	5.84	6.49	6.36
	10	住の江2丁目	0.13	5.78	5.60	5.95	5.77	6.49	6.29
	11	住の江3丁目	0.08	5.78	5.60	5.95	5.77	6.49	6.27
	12	住の江4丁目	1.67	5.93	5.70	6.09	5.87	6.67	6.33
	13	山の手1丁目	0.08	5.53	5.52	5.71	5.70	6.27	6.21
	14	山の手2丁目	0.11	5.68	5.53	5.85	5.71	6.39	6.26
	15	山の手3丁目	0.20	5.88	5.59	6.05	5.77	6.67	6.35
	16	宮園1丁目	0.21	5.74	5.56	5.94	5.75	6.50	6.24
	17	宮園2丁目	1.47	5.92	5.61	6.10	5.79	6.68	6.30
	18	宮園3丁目	0.98	5.94	5.78	6.12	5.97	6.73	6.48
	19	宮園4丁目	0.57	5.93	5.83	6.12	6.02	6.70	6.61
	20	光栄	0.80	5.93	5.70	6.13	5.90	6.68	6.38
	21	白浜1丁目	0.27	5.74	5.60	5.94	5.80	6.57	6.32
	22	白浜2丁目	0.49	5.70	5.50	5.91	5.72	6.57	6.35
	23	白浜3丁目	0.70	5.74	5.68	5.94	5.88	6.57	6.42
	24	白浜4丁目	0.90	5.93	5.73	6.13	5.94	6.66	6.46
	25	門静1丁目	0.53	5.56	5.44	5.80	5.68	6.55	6.23
	26	門静2丁目	0.58	5.84	5.54	6.07	5.78	6.69	6.29
	27	門静3丁目	0.26	5.83	5.53	6.07	5.78	6.69	6.28
	28	門静4丁目	1.90	5.85	5.63	6.11	5.89	6.72	6.47
	29	苫多	4.36	5.84	5.33	6.14	5.63	6.78	6.09
	30	沖万別	0.31	5.83	5.28	6.12	5.60	6.05	5.93
	31	敏内	0.03	5.32	5.26	5.65	5.60	6.69	6.16
	32	ルークシュボール	8.46	5.78	5.20	6.14	5.62	6.36	5.97
	33	尾幌	38.50	5.84	5.42	6.15	5.78	6.92	6.23
	34	上尾幌	46.22	5.32	5.18	5.74	5.61	6.25	5.92
	35	来別	16.70	5.83	5.21	6.12	5.54	6.73	5.92
	36	片無去	58.36	5.47	5.26	5.75	5.57	6.38	5.94
	37	乙幌	5.28	5.84	5.47	6.10	5.74	6.70	6.11
	38	太田宏陽	4.46	5.86	5.55	6.07	5.79	6.70	6.21
	39	太田西	3.58	5.80	5.41	6.05	5.67	6.27	6.01
	40	太田1の通り	2.31	5.47	5.42	5.72	5.68	6.18	6.03
	41	太田2の通り	2.34	5.48	5.43	5.72	5.68	6.17	6.04
	42	太田3の通り	2.41	5.50	5.42	5.73	5.67	6.17	6.02
	43	太田4の通り	2.74	5.50	5.43	5.73	5.68	6.16	6.00
	44	太田5の通り	1.96	5.50	5.45	5.73	5.68	6.13	6.01
	45	太田6の通り	1.56	5.48	5.45	5.70	5.67	6.08	5.96
	46	太田7の通り	1.84	5.47	5.45	5.70	5.67	6.06	5.94
	47	太田8の通り	1.24	5.47	5.45	5.68	5.66	6.10	5.94
	48	太田9の通り	1.17	5.79	5.44	5.99	5.64	6.16	5.96
	49	太田南	1.93	5.85	5.46	6.06	5.68	6.57	6.08
	50	太田東	7.75	5.94	5.51	6.12	5.70	6.74	6.25
	51	太田北	1.76	5.47	5.40	5.70	5.63	5.97	5.73
	52	太田北	1.11	5.80	5.48	5.99	5.68	6.55	6.02
	53	大別	21.70	5.80	5.29	5.99	5.52	6.50	5.85
	54	セタニウシ	26.76	5.87	5.45	6.05	5.67	6.70	6.16
	55	別寒辺牛	219.69	5.97	5.43	6.03	5.58	6.81	6.06
	56	トライベツ	23.02	5.57	5.43	5.64	5.51	6.25	6.03
	57	若松	30.58	5.89	5.49	6.01	5.59	6.64	6.14
	58	サッテベツ	13.83	5.88	5.37	6.04	5.54	6.66	6.02
	59	サンヌシ	15.04	5.93	5.61	6.09	5.76	6.81	6.38
	60	糸魚沢	33.12	5.94	5.55	6.01	5.62	6.73	6.17
	61	チライカリベツ	1.58	5.96	5.75	6.01	5.79	6.73	6.42
	62	神岩	2.67	5.89	5.35	6.03	5.49	6.62	6.14
	63	ホロニタイ	0.71	5.94	5.41	6.03	5.50	6.54	6.15
	64	(空白)	1.36	5.90	5.73	6.03	5.87	6.81	6.48

※「64 (空白)」は「59 サンヌシ」「62 神岩」と隣接

地区		字名	面積 (km ²)	根室沖		十勝沖		千島海溝	
				最大震度	平均震度	最大震度	平均震度	最大震度	平均震度
湖南	65	松葉 1 丁目	0.02	5.56	5.53	5.74	5.71	6.35	6.35
	66	松葉 2 丁目	0.03	5.56	5.51	5.74	5.69	6.35	6.33
	67	松葉 3 丁目	0.04	5.56	5.43	5.74	5.61	6.32	6.21
	68	松葉 4 丁目	0.03	5.56	5.36	5.73	5.54	6.29	6.27
	69	若竹 1 丁目	0.14	5.57	5.56	5.76	5.74	6.37	6.34
	70	若竹 2 丁目	0.09	5.56	5.56	5.74	5.74	6.37	6.33
	71	若竹 3 丁目	0.07	5.56	5.56	5.73	5.73	6.34	6.31
	72	若竹 4 丁目	0.08	5.56	5.56	5.73	5.73	6.32	6.29
	73	奔渡 1 丁目	0.07	5.56	5.46	5.73	5.64	6.29	6.27
	74	奔渡 2 丁目	0.03	5.72	5.48	5.89	5.66	6.27	6.10
	75	奔渡 3 丁目	0.05	5.72	5.45	5.89	5.62	6.43	6.11
	76	奔渡 4 丁目	0.04	5.72	5.48	5.89	5.65	6.44	6.23
	77	奔渡 5 丁目	0.04	5.72	5.49	5.89	5.66	6.46	6.29
	78	奔渡 6 丁目	0.53	5.68	5.39	5.84	5.57	6.47	6.11
	79	奔渡 7 丁目	2.33	5.70	5.28	5.86	5.45	6.54	6.02
	80	御供	0.50	5.72	5.37	5.89	5.55	6.44	6.09
	81	梅香 1 丁目	0.41	5.56	5.37	5.74	5.55	6.53	6.17
	82	梅香 2 丁目	0.09	5.56	5.34	5.74	5.52	6.35	6.19
	83	湾月 1 丁目	0.28	5.57	5.37	5.77	5.56	6.53	6.21
	84	湾月 2 丁目	0.26	5.57	5.50	5.76	5.68	6.53	6.31
	85	湾月 3 丁目	0.04	5.56	5.55	5.74	5.74	6.36	6.26
	86	愛冠	1.48	5.47	5.21	5.65	5.41	6.53	5.96
	87	有明	0.53	5.46	5.32	5.65	5.51	6.53	6.13
	88	筑紫恋	2.18	5.47	5.24	5.65	5.42	6.54	6.00
	89	床潭	4.40	5.64	5.26	5.81	5.44	6.59	6.00
	90	東梅	19.24	5.96	5.40	6.04	5.52	6.90	6.21
	91	末広	7.60	5.58	5.28	5.75	5.39	6.67	6.13
	92	登喜岱	24.50	5.96	5.46	6.03	5.51	6.88	6.28
	93	小島	0.05	5.21	5.21	5.40	5.40	6.51	6.45
	94	大黒島	1.09	5.21	5.21	5.42	5.42	6.43	6.06
町全体			685.34	5.97	5.40	6.15	5.61	6.92	6.09

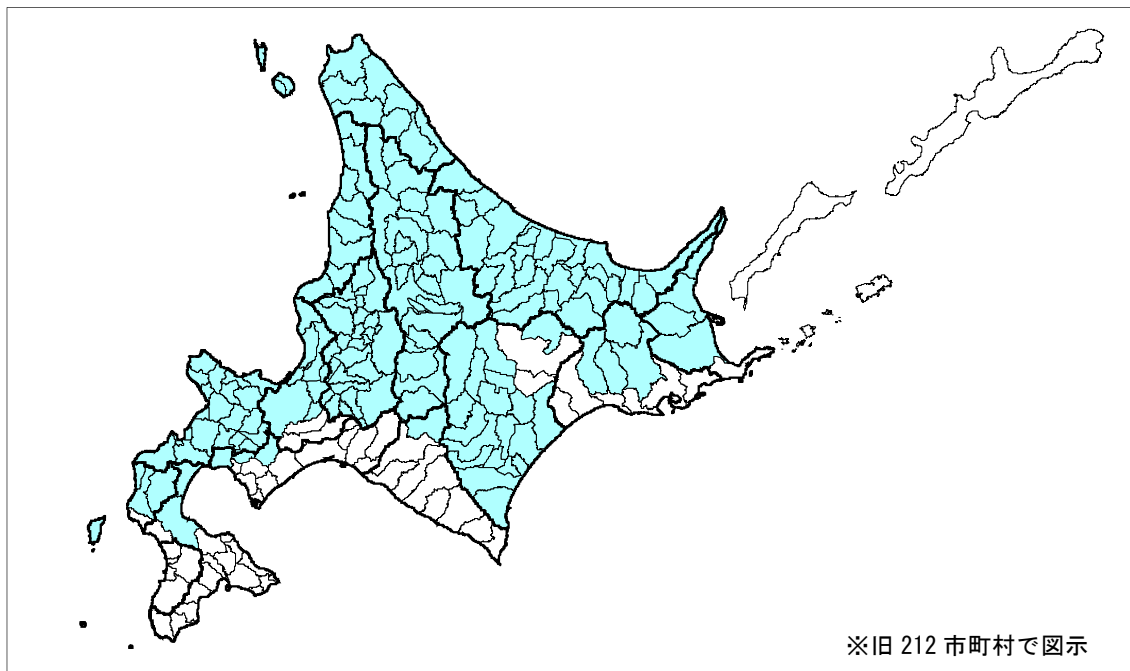
(3) 被害想定

①北海道が想定する地震規模別にみた建物被害の想定

「平成 28 年度地震被害想定調査結果報告書（平成 30 年 2 月 北海道）」においては、地震の計測震度と構造別・建築年別の建物被害の想定を「図 震度と構造別全半壊率との関係」のとおりとしています。木造建物においては、多雪区域の場合、積雪時の積雪荷重を考慮していますが、厚岸町は多雪区域に該当しません。

昭和 56 年以前（旧耐震基準）で建てられた建築物は、昭和 57 年以降（新耐震基準）に建てられた建築物に比べて全壊率・全半壊率が高く、例えば木造建物（冬以外）で計測震度が 6.7（震度 7）の場合に、昭和 57 年以降（新耐震基準）は約 1 割が全半壊、昭和 47～56 年以前の建物（旧耐震基準）は約 4 割が全半壊すると想定しています。

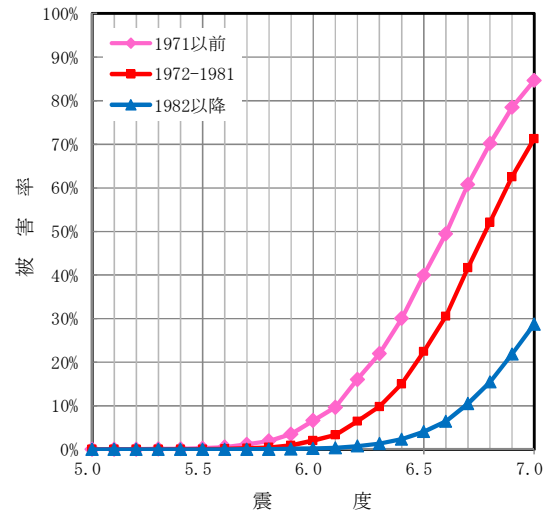
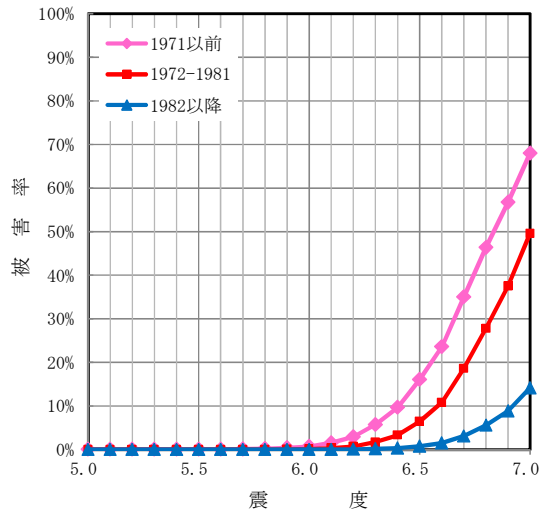
参考 建築基準法施行細則第 17 条第 1 項で規定される多雪区域
（垂直積雪量 100 センチメートル以上の区域）



出典：「平成 28 年度地震被害想定調査結果報告書（平成 30 年 2 月 北海道）」

図 震度と構造別全半壊率との関係

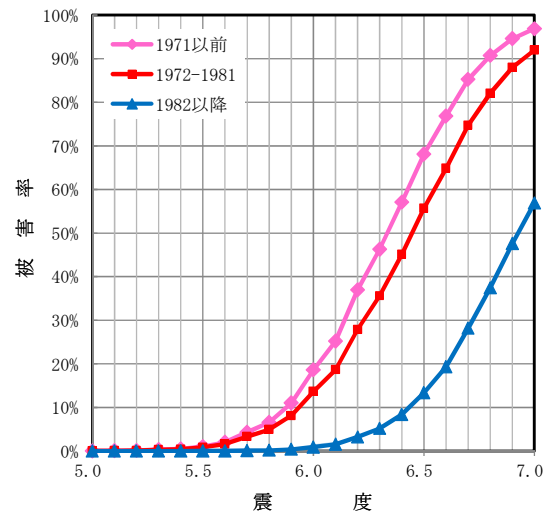
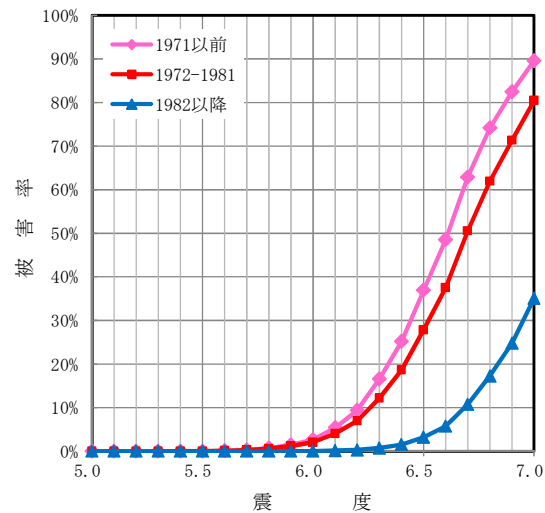
【木造（冬以外）】



震度と木造全壊率との関係

震度と木造全半壊率との関係

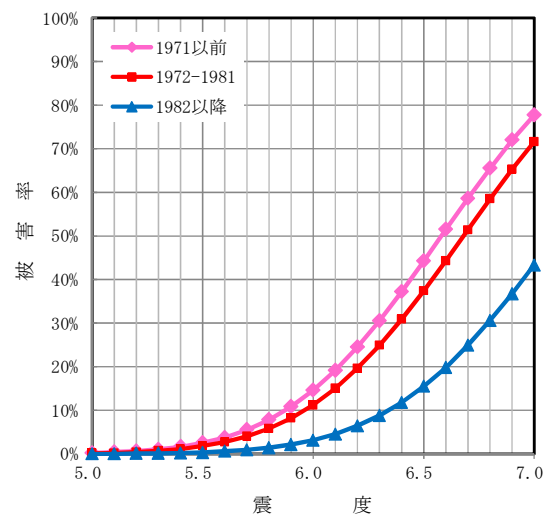
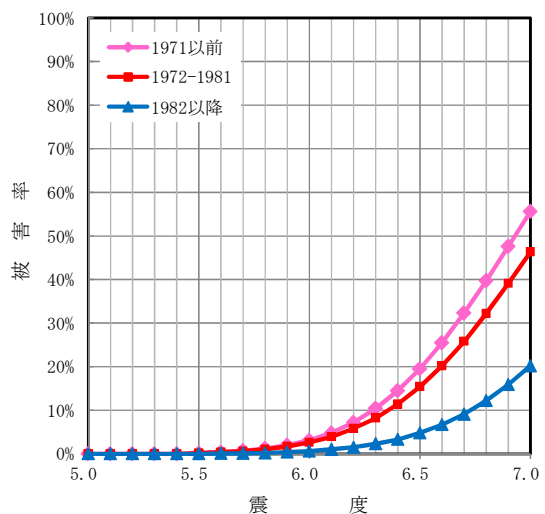
【木造（冬） ※多雪区域の場合（厚岸町は対象外）】



震度と木造全壊率との関係

震度と木造全半壊率との関係

【非木造】



震度と非木造全壊率との関係

震度と非木造全半壊率との関係

※1971 以前：昭和 46 年以前 1972-1981：昭和 47 年～56 年以前 1982 以降：昭和 57 年以降

②厚岸町における想定地震による被害想定

想定地震による町全体の被害想定は下表のとおりです。

表 被害が最大となる地震に係わる被害想定

想定地震	最大震度	最大震度 階級	全半壊棟数 (棟)	全半壊率 (%)	死者数	負傷者数		
							重傷者数	軽傷者数
根室沖	5.97	6 弱	46	0.7%	0	4	0	3
十勝沖	6.15	6 強	122	1.9%	0	10	1	9
千島海溝	6.92	7	1,230	19.3%	4	114	9	105

※単位未満の数値は四捨五入をしているため、合計と各項目の和が一致しない。

(参考) 千島海溝地震に係わる被害想定：道提供資料

想定地震	最大震度	最大震度 階級	全壊棟数 (棟)	死者数	負傷者数
千島海溝	6.92	7	407	9	375

※道提供資料に基づく、冬深夜の被害想定結果

(死者数は倒壊による死者数、負傷者数は倒壊または転倒による負傷者数)

想定の結果は、震度が最大となる千島海溝地震の場合、人的被害は死者・負傷者が合わせて 118 人、また建物の全半壊棟数は 1,230 棟で全半壊率は 19.3%と想定されます。

※上記被害想定には、津波による被害想定は含んでいません。また、全半壊棟数は固定資産台帳を基とした被害想定であり、台帳に登載されていない老朽家屋及び無人家屋等は反映されていません。

i) 根室沖における被害想定

根室沖地震における地区別被害想定をみると、建物の全半壊棟数は尾幌が9棟で最も多く、次いで、宮園3丁目及び糸魚沢がともに3棟です。

全半壊率をみると、別寒辺牛が4.9%で最も高く、次いで、太田宏陽及びサンヌシがともに4.0%です。

図 根室沖における全半壊棟数

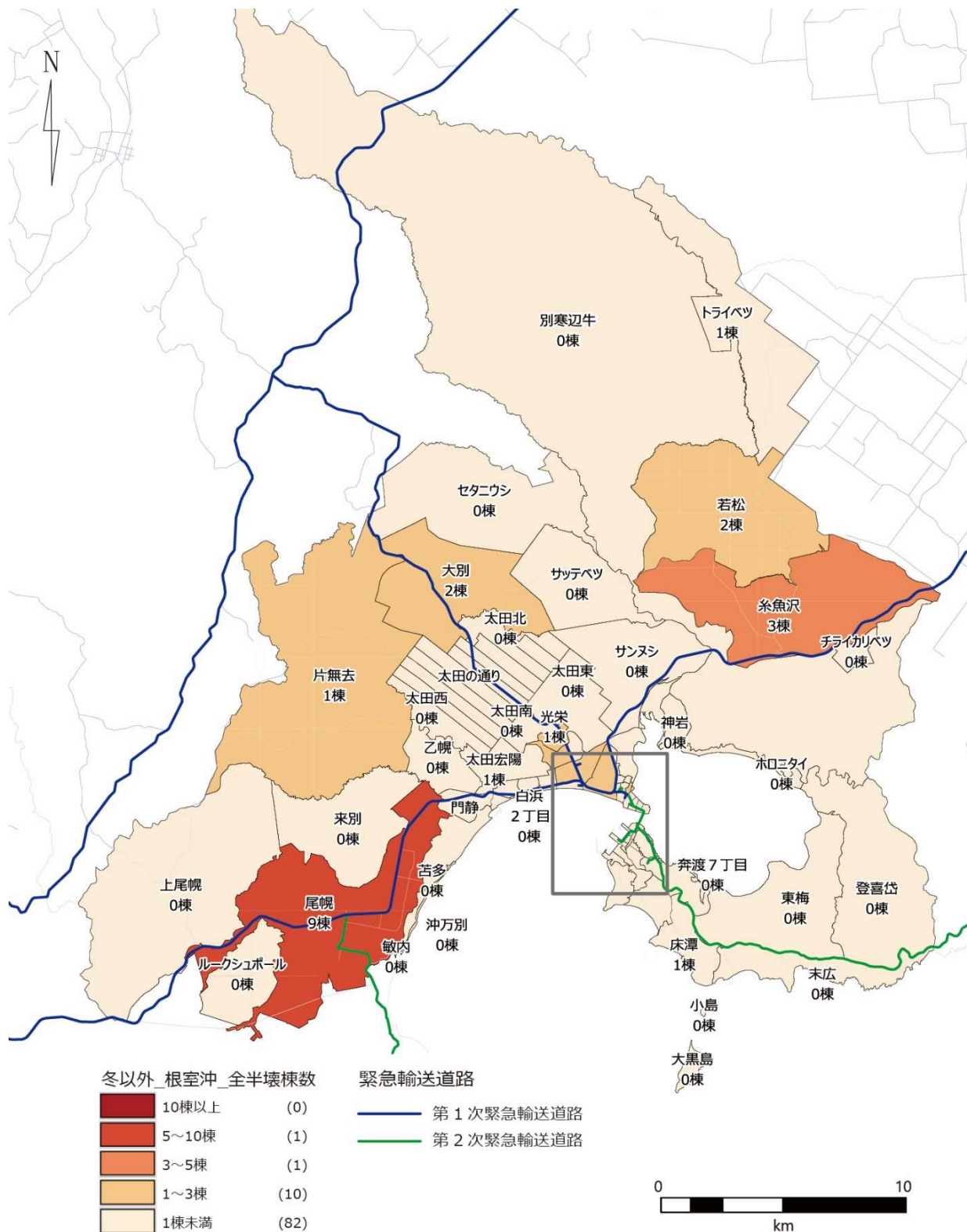


図 根室沖における全半壊棟数（市街地）

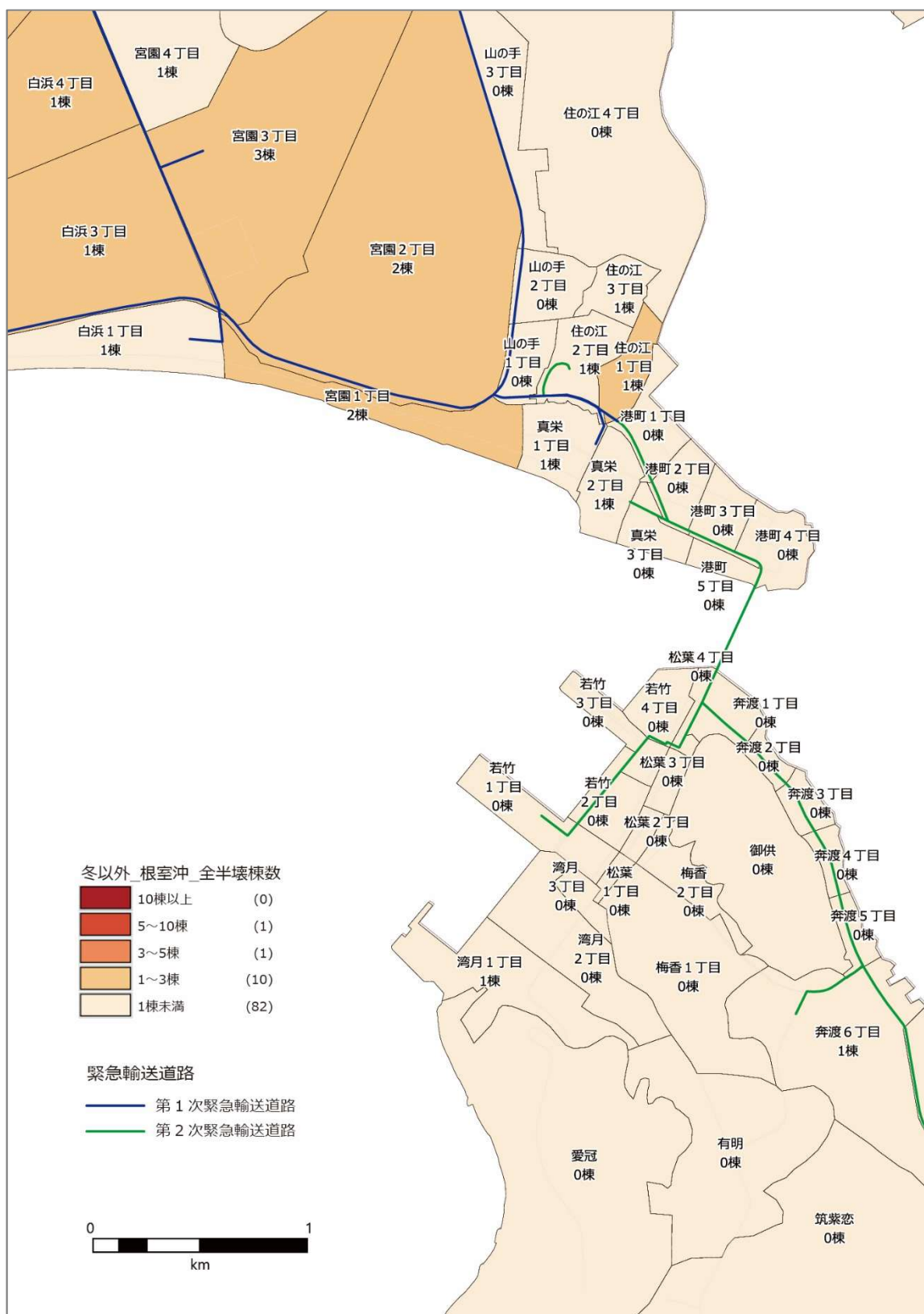


図 根室沖における全半壊棟率



図 根室沖における全半壊棟率（市街地）

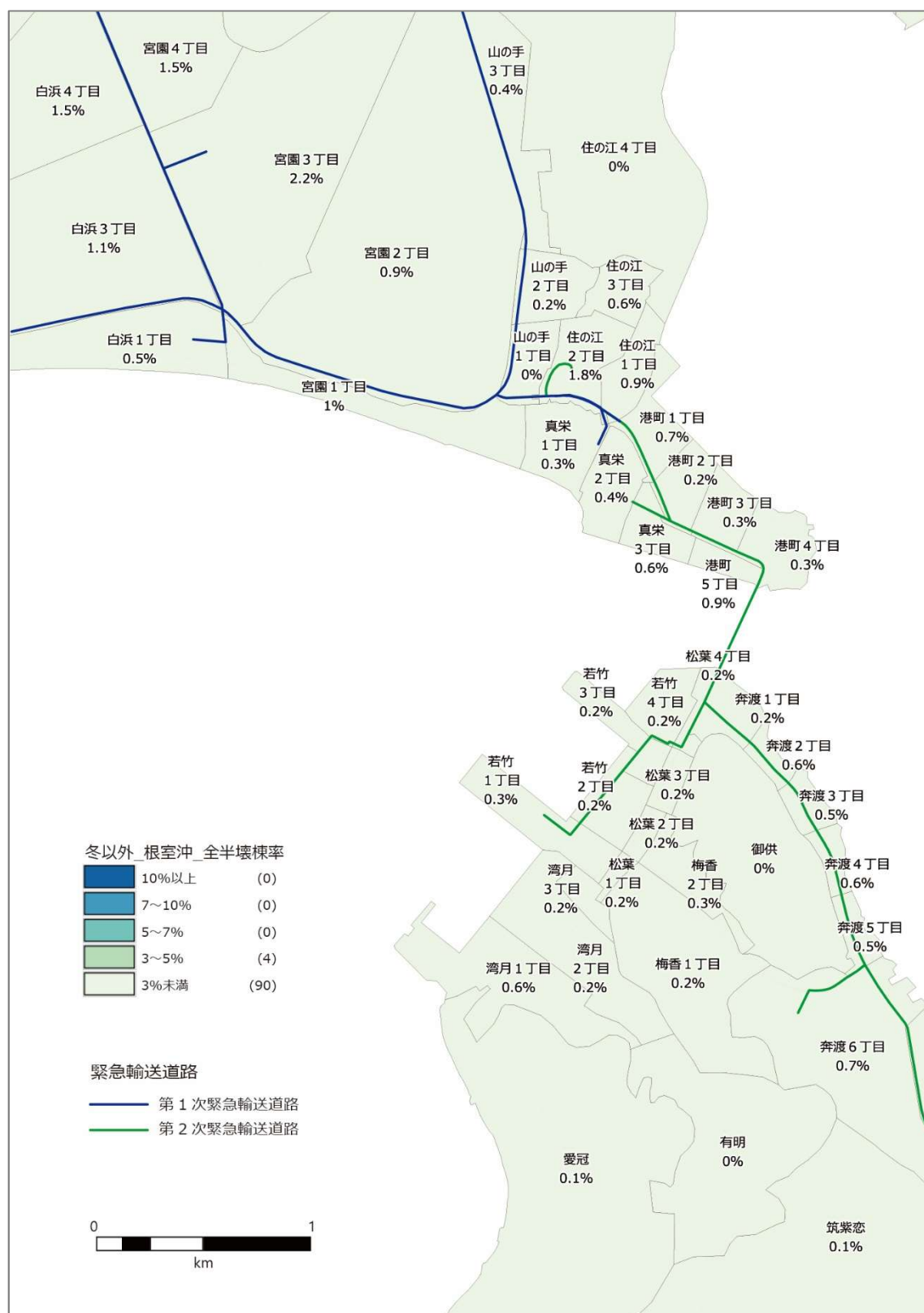


表 根室沖における被害想定

地区	字名	建築物数 (棟)	建築物		全半壊 棟数(棟)	全半壊 率(%)	死者数	負傷者数		
			全壊棟数	半壊棟数					重傷者数	軽傷者数
湖北	1 真栄1丁目	163	1 未満	1 未満	1 未満	0.3%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	2 真栄2丁目	151	1 未満	1 未満	1 未満	0.4%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	3 真栄3丁目	38	1 未満	1 未満	1 未満	0.6%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	4 港町1丁目	66	1 未満	1 未満	1 未満	0.7%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	5 港町2丁目	90	1 未満	1 未満	1 未満	0.2%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	6 港町3丁目	99	1 未満	1 未満	1 未満	0.3%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	7 港町4丁目	80	1 未満	1 未満	1 未満	0.3%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	8 港町5丁目	20	1 未満	1 未満	1 未満	0.9%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	9 住の江1丁目	120	1 未満	1 未満	1	0.9%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	10 住の江2丁目	39	1 未満	1 未満	1 未満	1.8%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	11 住の江3丁目	114	1 未満	1 未満	1 未満	0.6%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	12 住の江4丁目	0	1 未満	1 未満	1 未満	—	0	1 未満	1 未満	1 未満
	13 山の手1丁目	83	1 未満	1 未満	1 未満	0.0%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	14 山の手2丁目	96	1 未満	1 未満	1 未満	0.2%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	15 山の手3丁目	28	1 未満	1 未満	1 未満	0.4%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	16 宮園1丁目	197	1 未満	2	2	1.0%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	17 宮園2丁目	179	1 未満	1	2	0.9%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	18 宮園3丁目	131	1 未満	2	3	2.2%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	19 宮園4丁目	45	1 未満	1 未満	1 未満	1.5%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	20 光栄	206	1 未満	1	1	0.6%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	21 白浜1丁目	147	1 未満	1 未満	1 未満	0.5%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	22 白浜2丁目	23	1 未満	1 未満	1 未満	0.6%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	23 白浜3丁目	95	1 未満	1 未満	1	1.1%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	24 白浜4丁目	80	1 未満	1 未満	1	1.5%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	25 門静1丁目	114	1 未満	1 未満	1 未満	0.0%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	26 門静2丁目	49	1 未満	1 未満	1 未満	0.9%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	27 門静3丁目	67	1 未満	1 未満	1 未満	0.7%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	28 門静4丁目	13	1 未満	1 未満	1 未満	1.7%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	29 苫多	45	1 未満	1 未満	1 未満	1.0%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	30 沖万別	6	1 未満	1 未満	1 未満	1.2%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	31 敏内	0	1 未満	1 未満	1 未満	—	0	1 未満	1 未満	1 未満
	32 ルークスポール	0	1 未満	1 未満	1 未満	—	0	1 未満	1 未満	1 未満
	33 尾幌	383	1	8	9	2.5%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	34 上尾幌	128	1 未満	1 未満	1 未満	0.1%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	35 来別	0	1 未満	1 未満	1 未満	—	0	1 未満	1 未満	1 未満
	36 片無去	228	1 未満	1	1	0.6%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	37 乙幌	2	1 未満	1 未満	1 未満	1.2%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	38 太田宏陽	13	1 未満	1 未満	1 未満	4.0%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	39 太田西	11	1 未満	1 未満	1 未満	2.6%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	40 太田1の通り	78	1 未満	1 未満	1 未満	0.5%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	41 太田2の通り	33	1 未満	1 未満	1 未満	0.4%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	42 太田3の通り	37	1 未満	1 未満	1 未満	0.4%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	43 太田4の通り	34	1 未満	1 未満	1 未満	0.7%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	44 太田5の通り	62	1 未満	1 未満	1 未満	0.5%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	45 太田6の通り	40	1 未満	1 未満	1 未満	0.4%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	46 太田7の通り	22	1 未満	1 未満	1 未満	0.4%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	47 太田8の通り	43	1 未満	1 未満	1 未満	0.6%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	48 太田9の通り	0	1 未満	1 未満	1 未満	—	0	1 未満	1 未満	1 未満
	49 太田南	14	1 未満	1 未満	1 未満	1.5%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	50 太田東	26	1 未満	1 未満	1 未満	1.5%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	51 太田北	8	1 未満	1 未満	1 未満	0.2%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	52 太田北	0	1 未満	1 未満	1 未満	—	0	1 未満	1 未満	1 未満
	53 大別	74	1 未満	1	2	2.1%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	54 セタニウシ	0	1 未満	1 未満	1 未満	—	0	1 未満	1 未満	1 未満
	55 別寒辺牛	1	1 未満	1 未満	1 未満	4.9%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	56 トライベツ	82	1 未満	1 未満	1 未満	0.7%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	57 若松	85	1 未満	2	2	2.9%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	58 サッテベツ	0	1 未満	1 未満	1 未満	—	0	1 未満	1 未満	1 未満
	59 サンヌシ	3	1 未満	1 未満	1 未満	4.0%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	60 糸魚沢	103	1 未満	3	3	3.1%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	61 狩カハッ	0	1 未満	1 未満	1 未満	—	0	1 未満	1 未満	1 未満
	62 神岩	0	1 未満	1 未満	1 未満	—	0	1 未満	1 未満	1 未満
	63 ホロニタイ	0	1 未満	1 未満	1 未満	—	0	1 未満	1 未満	1 未満
	64	0	1 未満	1 未満	1 未満	—	0	1 未満	1 未満	1 未満

地区		字名	建築物数 (棟)	建築物		全半壊 棟数(棟)	全半壊 率(%)	死者数	負傷者数	負傷者数	
				全壊棟数	半壊棟数					重傷者数	軽傷者数
湖南	65	松葉1丁目	29	1未満	1未満	1未満	0.2%	0	1未満	1未満	1未満
	66	松葉2丁目	64	1未満	1未満	1未満	0.2%	0	1未満	1未満	1未満
	67	松葉3丁目	84	1未満	1未満	1未満	0.2%	0	1未満	1未満	1未満
	68	松葉4丁目	51	1未満	1未満	1未満	0.2%	0	1未満	1未満	1未満
	69	若竹1丁目	43	1未満	1未満	1未満	0.3%	0	1未満	1未満	1未満
	70	若竹2丁目	61	1未満	1未満	1未満	0.2%	0	1未満	1未満	1未満
	71	若竹3丁目	68	1未満	1未満	1未満	0.2%	0	1未満	1未満	1未満
	72	若竹4丁目	131	1未満	1未満	1未満	0.2%	0	1未満	1未満	1未満
	73	奔渡1丁目	120	1未満	1未満	1未満	0.2%	0	1未満	1未満	1未満
	74	奔渡2丁目	44	1未満	1未満	1未満	0.6%	0	1未満	1未満	1未満
	75	奔渡3丁目	62	1未満	1未満	1未満	0.5%	0	1未満	1未満	1未満
	76	奔渡4丁目	46	1未満	1未満	1未満	0.6%	0	1未満	1未満	1未満
	77	奔渡5丁目	96	1未満	1未満	1未満	0.5%	0	1未満	1未満	1未満
	78	奔渡6丁目	136	1未満	1未満	1未満	0.7%	0	1未満	1未満	1未満
	79	奔渡7丁目	134	1未満	1未満	1未満	0.3%	0	1未満	1未満	1未満
	80	御供	0	1未満	1未満	1未満	—	0	1未満	1未満	1未満
	81	梅香1丁目	68	1未満	1未満	1未満	0.2%	0	1未満	1未満	1未満
	82	梅香2丁目	79	1未満	1未満	1未満	0.3%	0	1未満	1未満	1未満
	83	湾月1丁目	109	1未満	1未満	1未満	0.6%	0	1未満	1未満	1未満
	84	湾月2丁目	210	1未満	1未満	1未満	0.2%	0	1未満	1未満	1未満
	85	湾月3丁目	68	1未満	1未満	1未満	0.2%	0	1未満	1未満	1未満
	86	愛冠	3	1未満	1未満	1未満	0.1%	0	1未満	1未満	1未満
	87	有明	69	1未満	1未満	1未満	0.0%	0	1未満	1未満	1未満
	88	筑紫恋	67	1未満	1未満	1未満	0.1%	0	1未満	1未満	1未満
	89	床潭	357	1未満	1未満	1未満	0.2%	0	1未満	1未満	1未満
	90	東梅	1	1未満	1未満	1未満	2.6%	0	1未満	1未満	1未満
	91	末広	62	1未満	1未満	1未満	0.2%	0	1未満	1未満	1未満
	92	登喜岱	0	1未満	1未満	1未満	—	0	1未満	1未満	1未満
	93	小島	20	1未満	1未満	1未満	0.0%	0	1未満	1未満	1未満
	94	大黒島	0	1未満	1未満	1未満	—	0	1未満	1未満	1未満
		町全体	6,376	5	41	46	0.7%	0	4	0	3

※「64(空白)」は「59 サンヌシ」「62 神岩」と隣接

※単位未満の数値は四捨五入をしているため、合計と各項目の和が一致しない。

ii) 十勝沖における被害想定

十勝沖地震における地区別被害想定をみると、建物の全半壊棟数は尾幌が30棟で最も多く、以下、宮園3丁目が6棟、宮園1丁目、片無去及び糸魚沢がともに5棟です。根室沖地震に比べて建物の被害が想定される地域が多くなっています。

全半壊率をみると、太田宏陽が7.9%で最も高く、次いで尾幌が7.8%です。

図 十勝沖における全半壊棟数

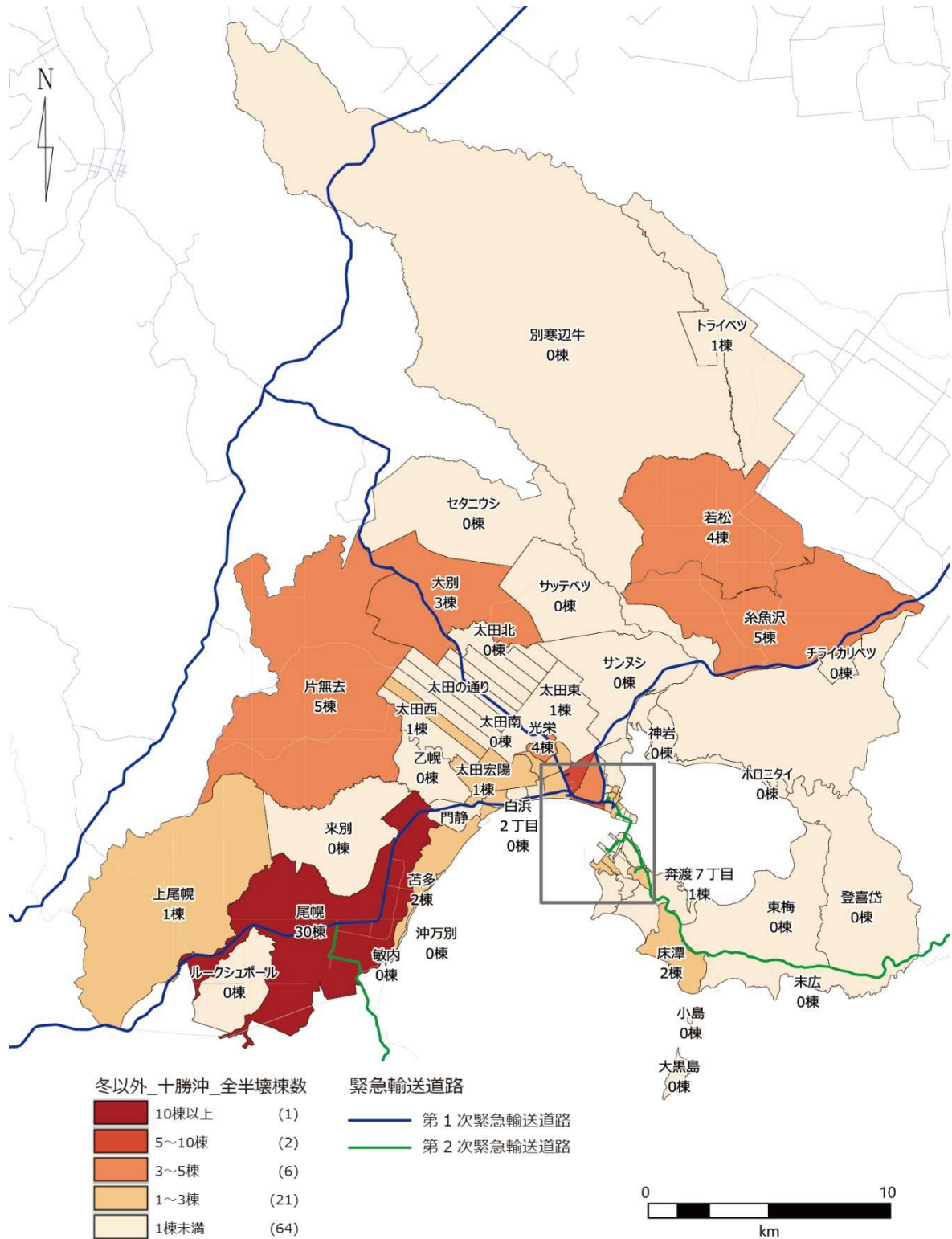


図 十勝沖における全半壊棟数（市街地）

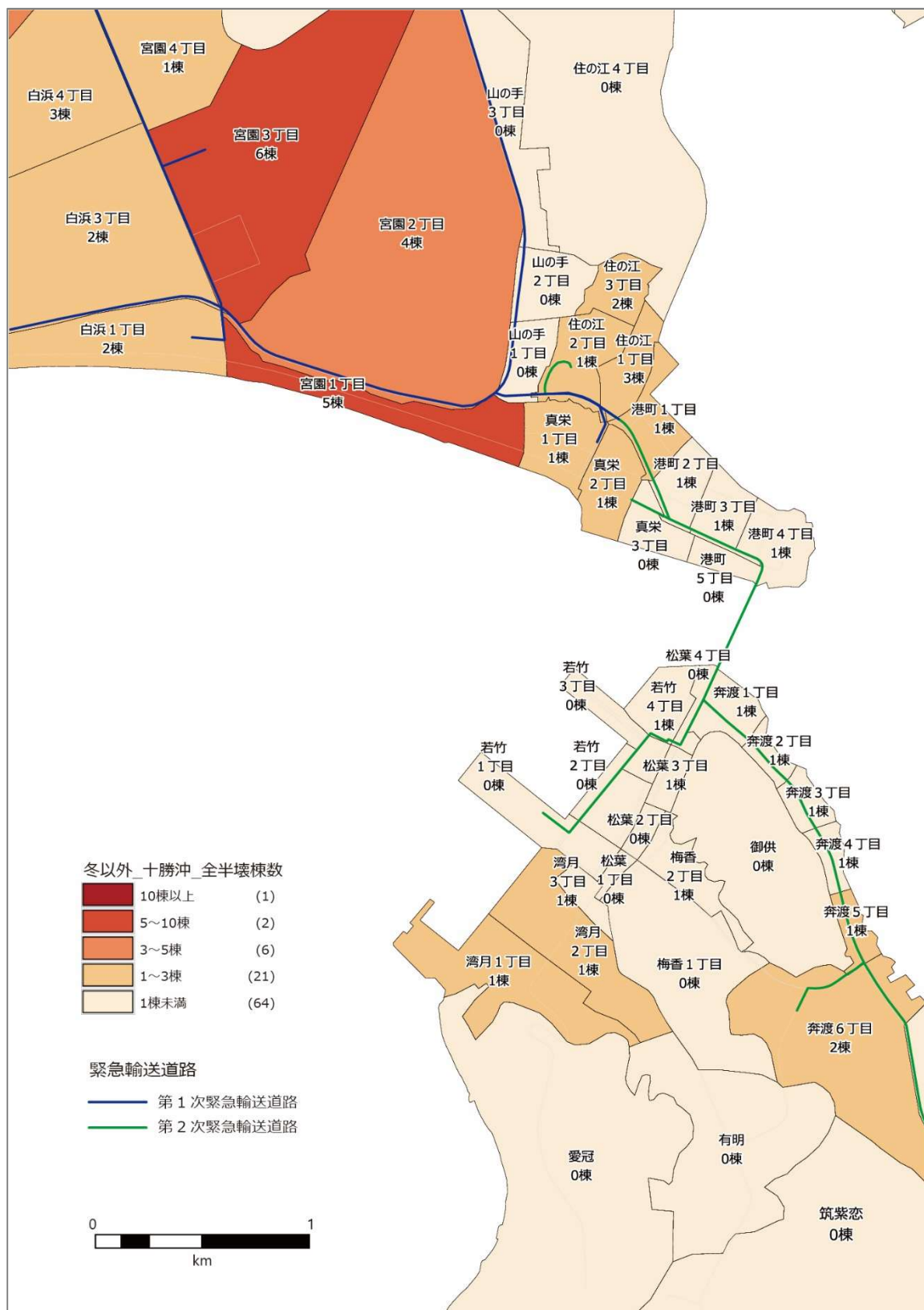


図 十勝沖における全半壊棟率

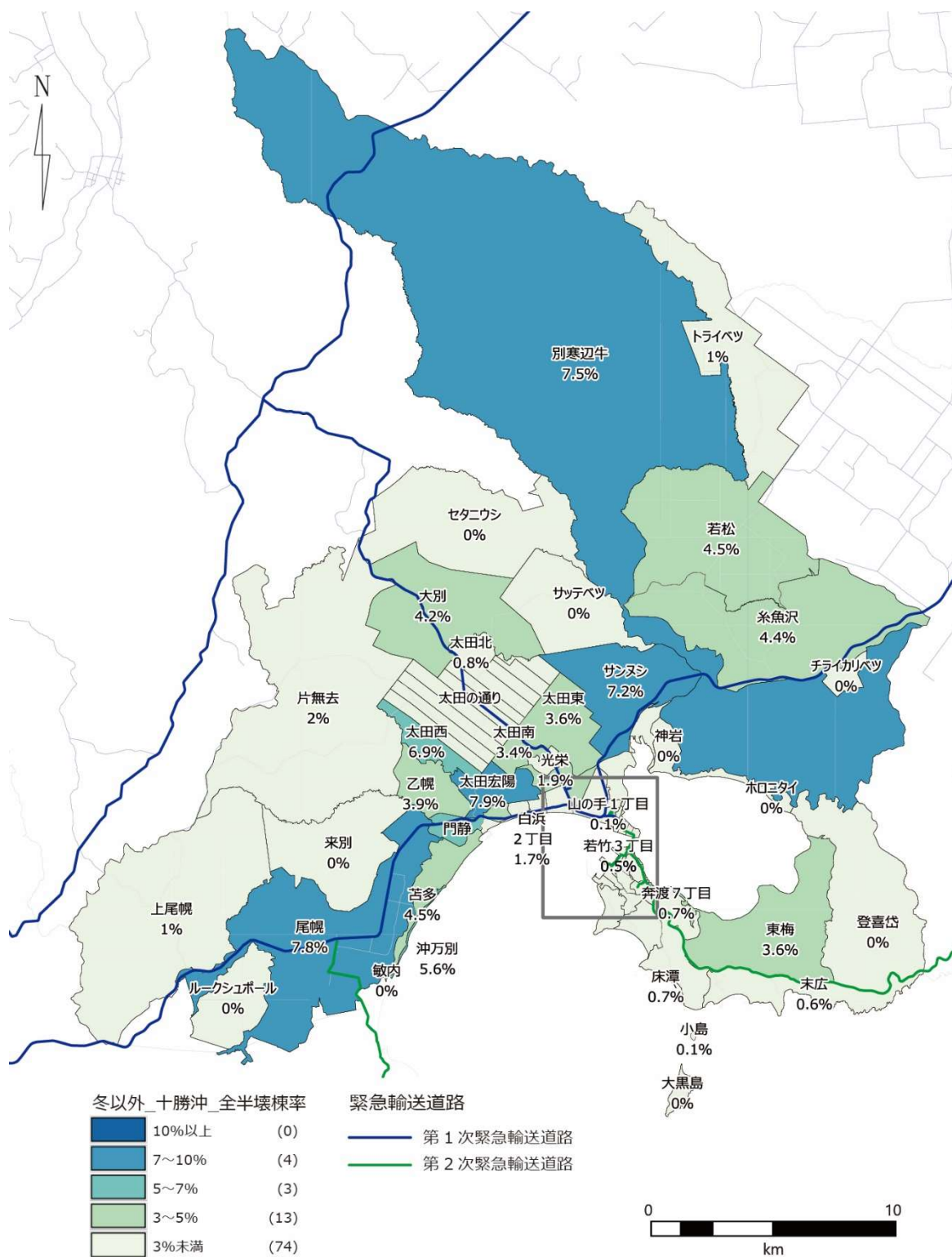


図 十勝沖における全半壊棟率（市街地）

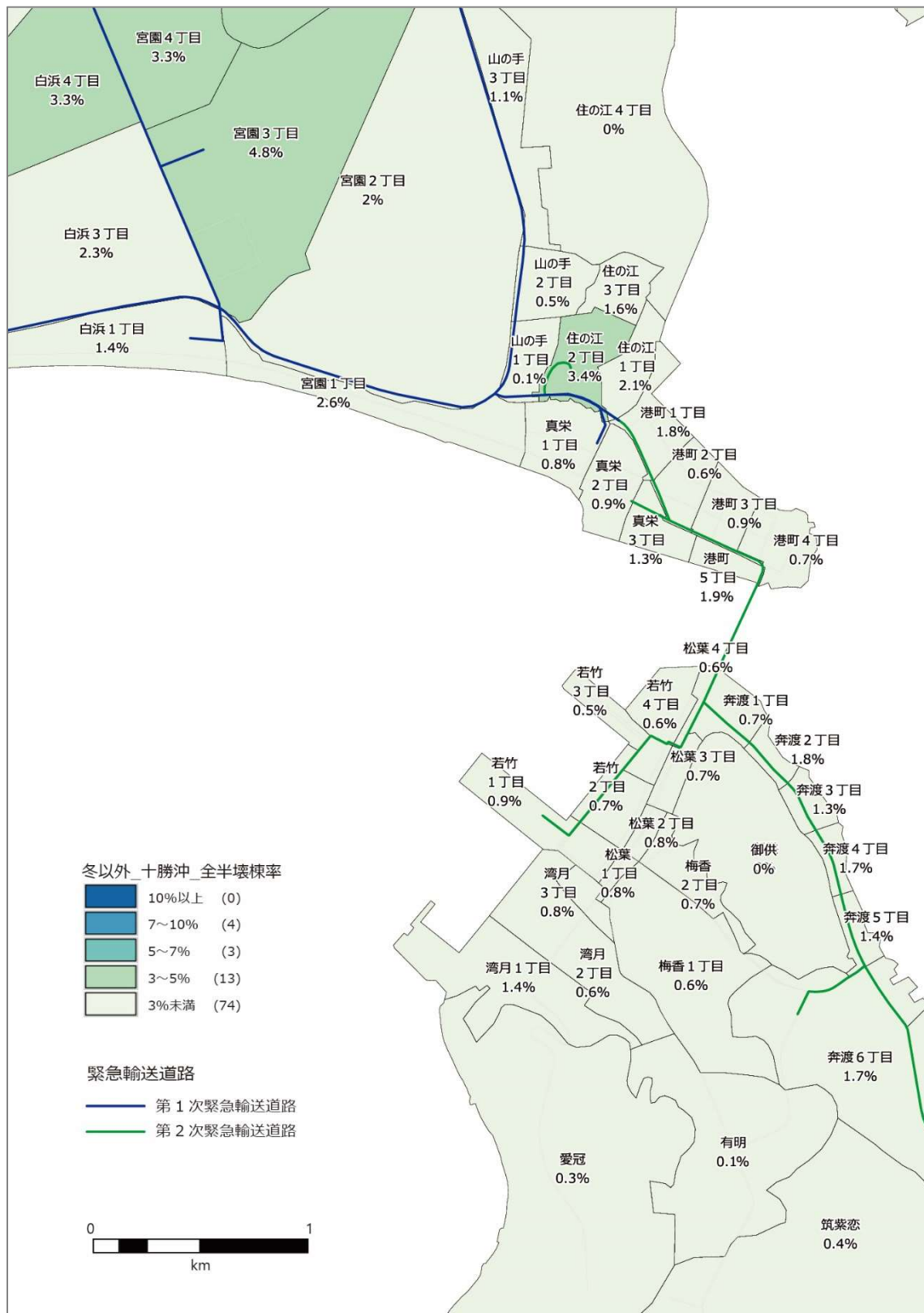


表 十勝沖における被害想定

地区	字名	建築物数 (棟)	建築物		全半壊 棟数(棟)	全半壊 率(%)	死者数	負傷者数	負傷者数	
			全壊棟数	半壊棟数					重傷者数	軽傷者数
湖北	1 真栄1丁目	163	1 未満	1	1	0.8%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	2 真栄2丁目	151	1 未満	1	1	0.9%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	3 真栄3丁目	38	1 未満	1 未満	1 未満	1.3%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	4 港町1丁目	66	1 未満	1	1	1.8%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	5 港町2丁目	90	1 未満	1 未満	1 未満	0.6%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	6 港町3丁目	99	1 未満	1 未満	1 未満	0.9%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	7 港町4丁目	80	1 未満	1 未満	1 未満	0.7%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	8 港町5丁目	20	1 未満	1 未満	1 未満	1.9%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	9 住の江1丁目	120	1 未満	2	3	2.1%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	10 住の江2丁目	39	1 未満	1	1	3.4%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	11 住の江3丁目	114	1 未満	2	2	1.6%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	12 住の江4丁目	0	1 未満	1 未満	1 未満	—	0	1 未満	1 未満	1 未満
	13 山の手1丁目	83	1 未満	1 未満	1 未満	0.1%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	14 山の手2丁目	96	1 未満	1 未満	1 未満	0.5%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	15 山の手3丁目	28	1 未満	1 未満	1 未満	1.1%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	16 宮園1丁目	197	1 未満	4	5	2.6%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	17 宮園2丁目	179	1 未満	3	4	2.0%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	18 宮園3丁目	131	1	5	6	4.8%	0	1	1 未満	1
	19 宮園4丁目	45	1 未満	1	1	3.3%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	20 光栄	206	1 未満	3	4	1.9%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	21 白浜1丁目	147	1 未満	2	2	1.4%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	22 白浜2丁目	23	1 未満	1 未満	1 未満	1.7%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	23 白浜3丁目	95	1 未満	2	2	2.3%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	24 白浜4丁目	80	1 未満	2	3	3.3%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	25 門静1丁目	114	1 未満	1 未満	1 未満	0.2%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	26 門静2丁目	49	1 未満	1	2	3.2%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	27 門静3丁目	67	1 未満	1	2	2.4%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	28 門静4丁目	13	1 未満	1 未満	1 未満	5.0%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	29 苦多	45	1 未満	2	2	4.5%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	30 沖万別	6	1 未満	1 未満	1 未満	5.6%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	31 敏内	0	1 未満	1 未満	1 未満	—	0	1 未満	1 未満	1 未満
	32 ルーヴール	0	1 未満	1 未満	1 未満	—	0	1 未満	1 未満	1 未満
	33 尾幌	383	6	23	30	7.8%	0	1	1 未満	1
	34 上尾幌	128	1 未満	1	1	1.0%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	35 来別	0	1 未満	1 未満	1 未満	—	0	1 未満	1 未満	1 未満
	36 片無去	228	1 未満	4	5	2.0%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	37 乙幌	2	1 未満	1 未満	1 未満	3.9%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	38 太田宏陽	13	1 未満	1 未満	1	7.9%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	39 太田西	11	1 未満	1 未満	1 未満	6.9%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	40 太田1の通り	78	1 未満	1	1	1.6%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	41 太田2の通り	33	1 未満	1 未満	1 未満	1.3%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	42 太田3の通り	37	1 未満	1 未満	1 未満	1.3%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	43 太田4の通り	34	1 未満	1 未満	1 未満	1.8%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	44 太田5の通り	62	1 未満	1 未満	1 未満	1.3%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	45 太田6の通り	40	1 未満	1 未満	1 未満	1.1%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	46 太田7の通り	22	1 未満	1 未満	1 未満	1.3%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	47 太田8の通り	43	1 未満	1 未満	1 未満	1.6%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	48 太田9の通り	0	1 未満	1 未満	1 未満	—	0	1 未満	1 未満	1 未満
	49 太田南	14	1 未満	1 未満	1 未満	3.4%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	50 太田東	26	1 未満	1 未満	1 未満	3.6%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	51 太田北	8	1 未満	1 未満	1 未満	0.8%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	52 太田北	0	1 未満	1 未満	1 未満	—	0	1 未満	1 未満	1 未満
	53 大別	74	1 未満	2	3	4.2%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	54 セタニウシ	0	1 未満	1 未満	1 未満	—	0	1 未満	1 未満	1 未満
	55 別寒辺牛	1	1 未満	1 未満	1 未満	7.5%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	56 トライベツ	82	1 未満	1 未満	1 未満	1.0%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	57 若松	85	1 未満	3	4	4.5%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	58 サッテベツ	0	1 未満	1 未満	1 未満	—	0	1 未満	1 未満	1 未満
	59 サンヌシ	3	1 未満	1 未満	1 未満	7.2%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	60 糸魚沢	103	1 未満	4	5	4.4%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	61 邦力ハツ	0	1 未満	1 未満	1 未満	—	0	1 未満	1 未満	1 未満
	62 神岩	0	1 未満	1 未満	1 未満	—	0	1 未満	1 未満	1 未満
	63 ホロニタイ	0	1 未満	1 未満	1 未満	—	0	1 未満	1 未満	1 未満
	64	0	1 未満	1 未満	1 未満	—	0	1 未満	1 未満	1 未満

地区		字名	建築物数 (棟)	建築物		全半壊 棟数(棟)	全半壊 率(%)	死者数	負傷者数		
				全壊棟数	半壊棟数				重傷者数	軽傷者数	
湖南	65	松葉1丁目	29	1未満	1未満	1未満	0.8%	0	1未満	1未満	1未満
	66	松葉2丁目	64	1未満	1未満	1未満	0.8%	0	1未満	1未満	1未満
	67	松葉3丁目	84	1未満	1未満	1未満	0.7%	0	1未満	1未満	1未満
	68	松葉4丁目	51	1未満	1未満	1未満	0.6%	0	1未満	1未満	1未満
	69	若竹1丁目	43	1未満	1未満	1未満	0.9%	0	1未満	1未満	1未満
	70	若竹2丁目	61	1未満	1未満	1未満	0.7%	0	1未満	1未満	1未満
	71	若竹3丁目	68	1未満	1未満	1未満	0.5%	0	1未満	1未満	1未満
	72	若竹4丁目	131	1未満	1未満	1未満	0.6%	0	1未満	1未満	1未満
	73	奔渡1丁目	120	1未満	1未満	1未満	0.7%	0	1未満	1未満	1未満
	74	奔渡2丁目	44	1未満	1未満	1未満	1.8%	0	1未満	1未満	1未満
	75	奔渡3丁目	62	1未満	1未満	1未満	1.3%	0	1未満	1未満	1未満
	76	奔渡4丁目	46	1未満	1未満	1未満	1.7%	0	1未満	1未満	1未満
	77	奔渡5丁目	96	1未満	1	1	1.4%	0	1未満	1未満	1未満
	78	奔渡6丁目	136	1未満	2	2	1.7%	0	1未満	1未満	1未満
	79	奔渡7丁目	134	1未満	1未満	1未満	0.7%	0	1未満	1未満	1未満
	80	御供	0	1未満	1未満	1未満	—	0	1未満	1未満	1未満
	81	梅香1丁目	68	1未満	1未満	1未満	0.6%	0	1未満	1未満	1未満
	82	梅香2丁目	79	1未満	1未満	1未満	0.7%	0	1未満	1未満	1未満
	83	湾月1丁目	109	1未満	1	1	1.4%	0	1未満	1未満	1未満
	84	湾月2丁目	210	1未満	1	1	0.6%	0	1未満	1未満	1未満
	85	湾月3丁目	68	1未満	1未満	1未満	0.8%	0	1未満	1未満	1未満
	86	愛冠	3	1未満	1未満	1未満	0.3%	0	1未満	1未満	1未満
	87	有明	69	1未満	1未満	1未満	0.1%	0	1未満	1未満	1未満
	88	筑紫恋	67	1未満	1未満	1未満	0.4%	0	1未満	1未満	1未満
	89	床潭	357	1未満	2	2	0.7%	0	1未満	1未満	1未満
	90	東梅	1	1未満	1未満	1未満	3.6%	0	1未満	1未満	1未満
	91	末広	62	1未満	1未満	1未満	0.6%	0	1未満	1未満	1未満
	92	登喜岱	0	1未満	1未満	1未満	—	0	1未満	1未満	1未満
	93	小島	20	1未満	1未満	1未満	0.1%	0	1未満	1未満	1未満
	94	大黒島	0	1未満	1未満	1未満	—	0	1未満	1未満	1未満
町全体			6,376	20	103	122	1.9%	0	10	1	9

※「64(空白)」は「59 サンヌシ」「62 神岩」と隣接

※単位未満の数値は四捨五入をしているため、合計と各項目の和が一致しない。

iii) 千島海溝における被害想定

千島海溝地震における地区別被害想定をみると、建物の全半壊棟数は尾幌が 204 棟で最も多く、以下、床潭が 77 棟、糸魚沢及び湾月 2 丁目がともに 44 棟です。他の地震に比べて建物の被害が想定される地域が多くなっています。

全半壊率をみると、別寒辺牛が 70.2%で最も高く、次いで尾幌が 53.2%です。

図 千島海溝における全半壊棟数

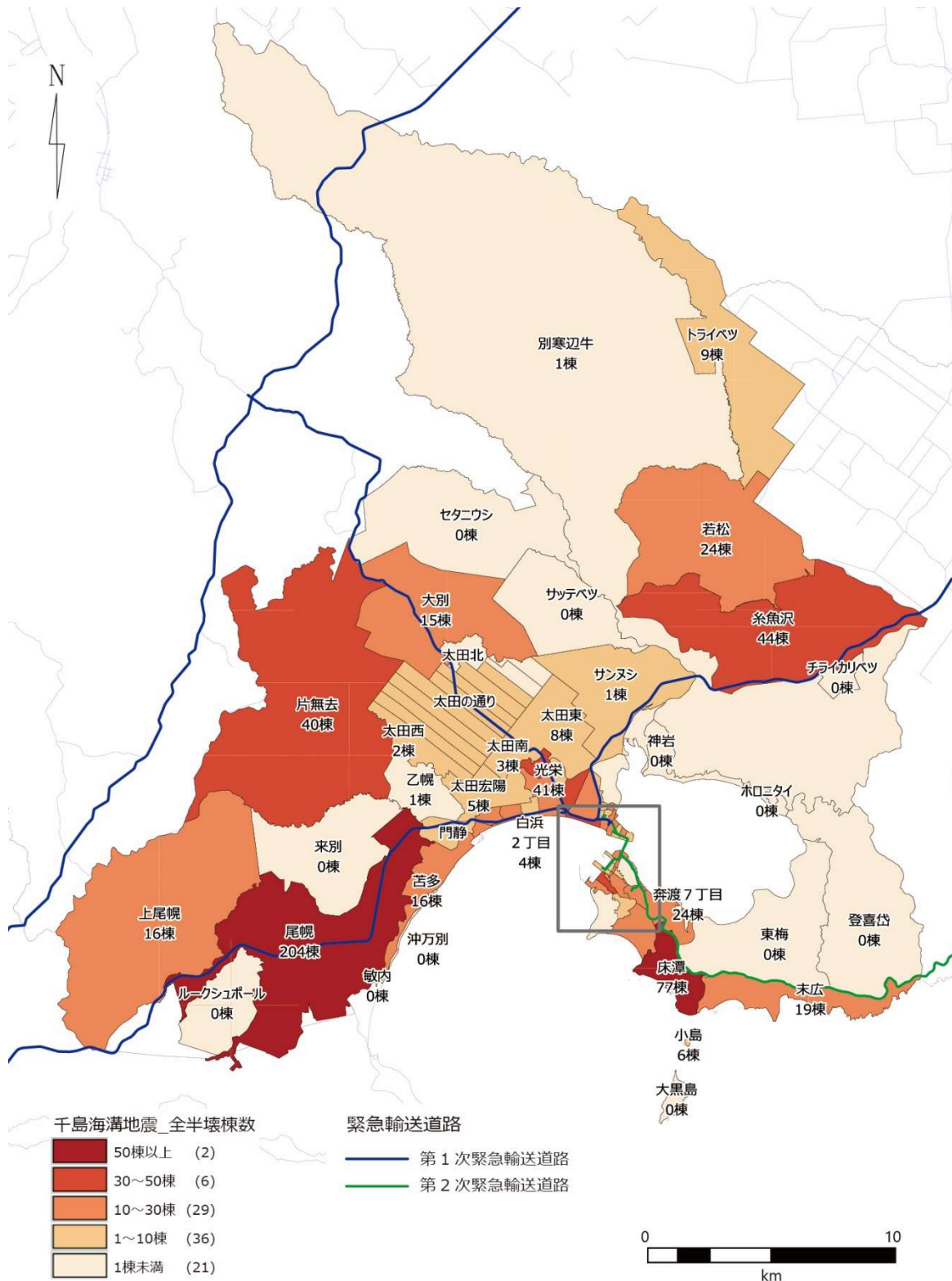


図 千島海溝における全半壊棟数（市街地）

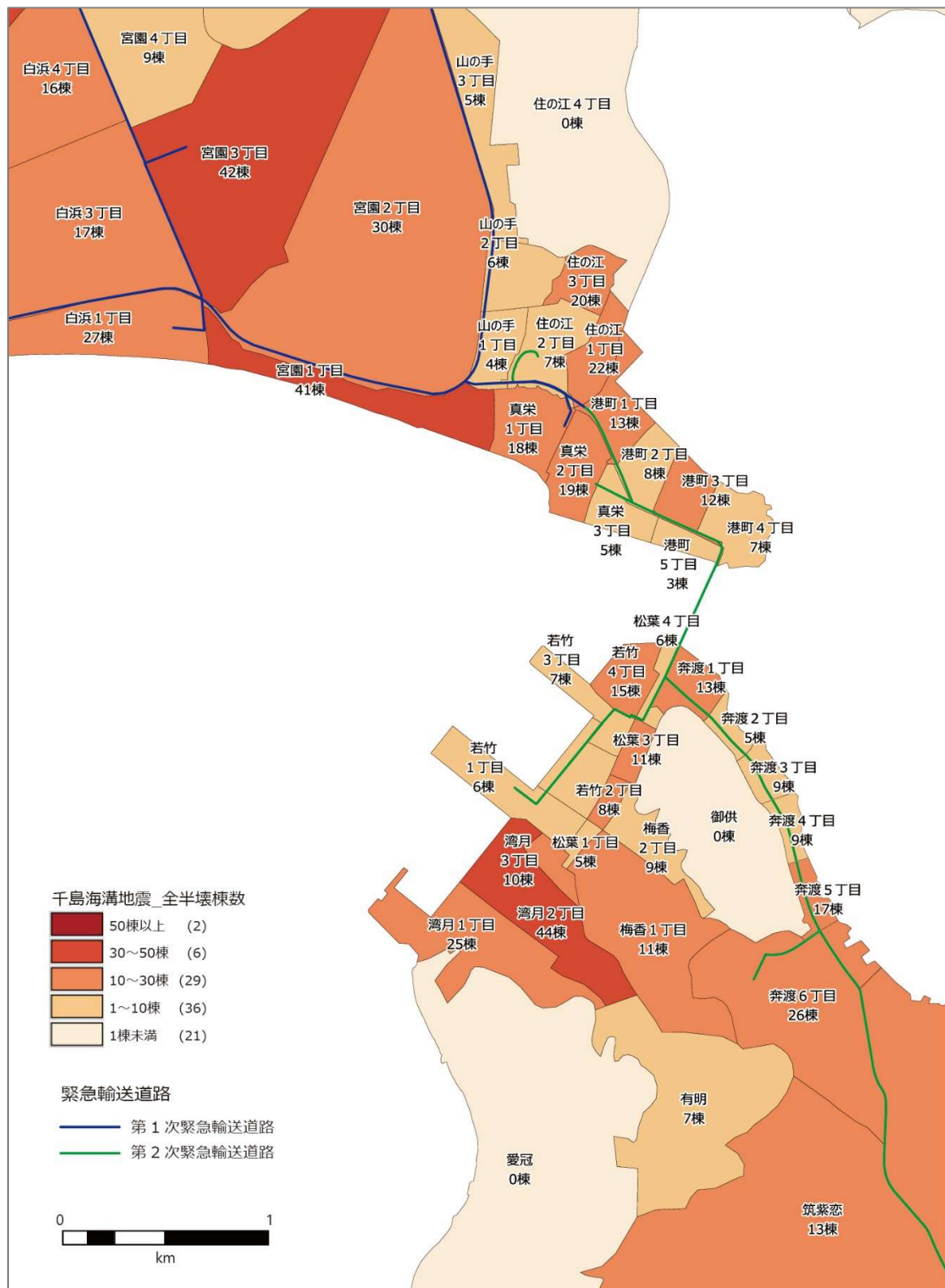


図 千島海溝における全半壊棟率

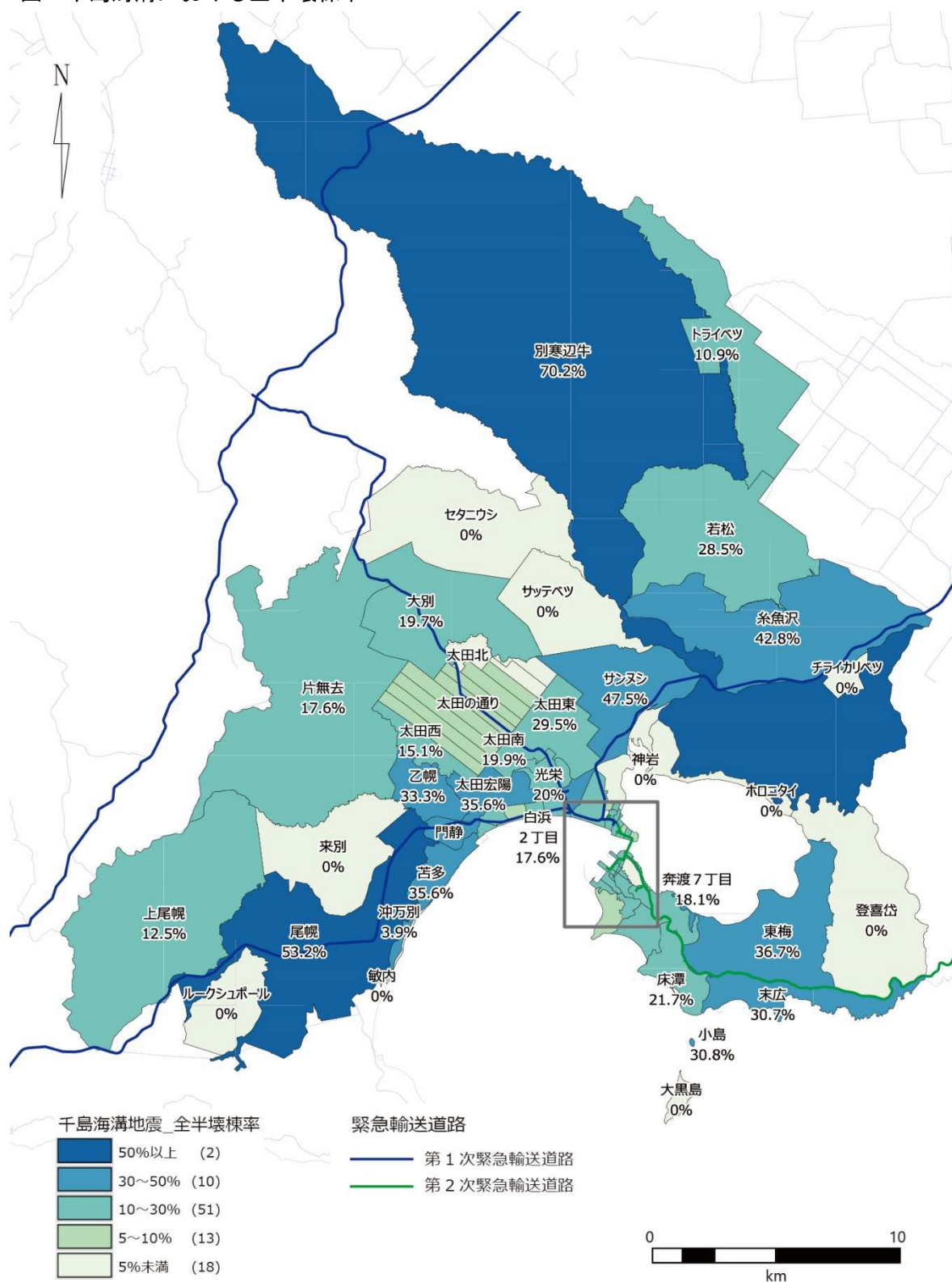


図 千島海溝における全半壊棟率（市街地）

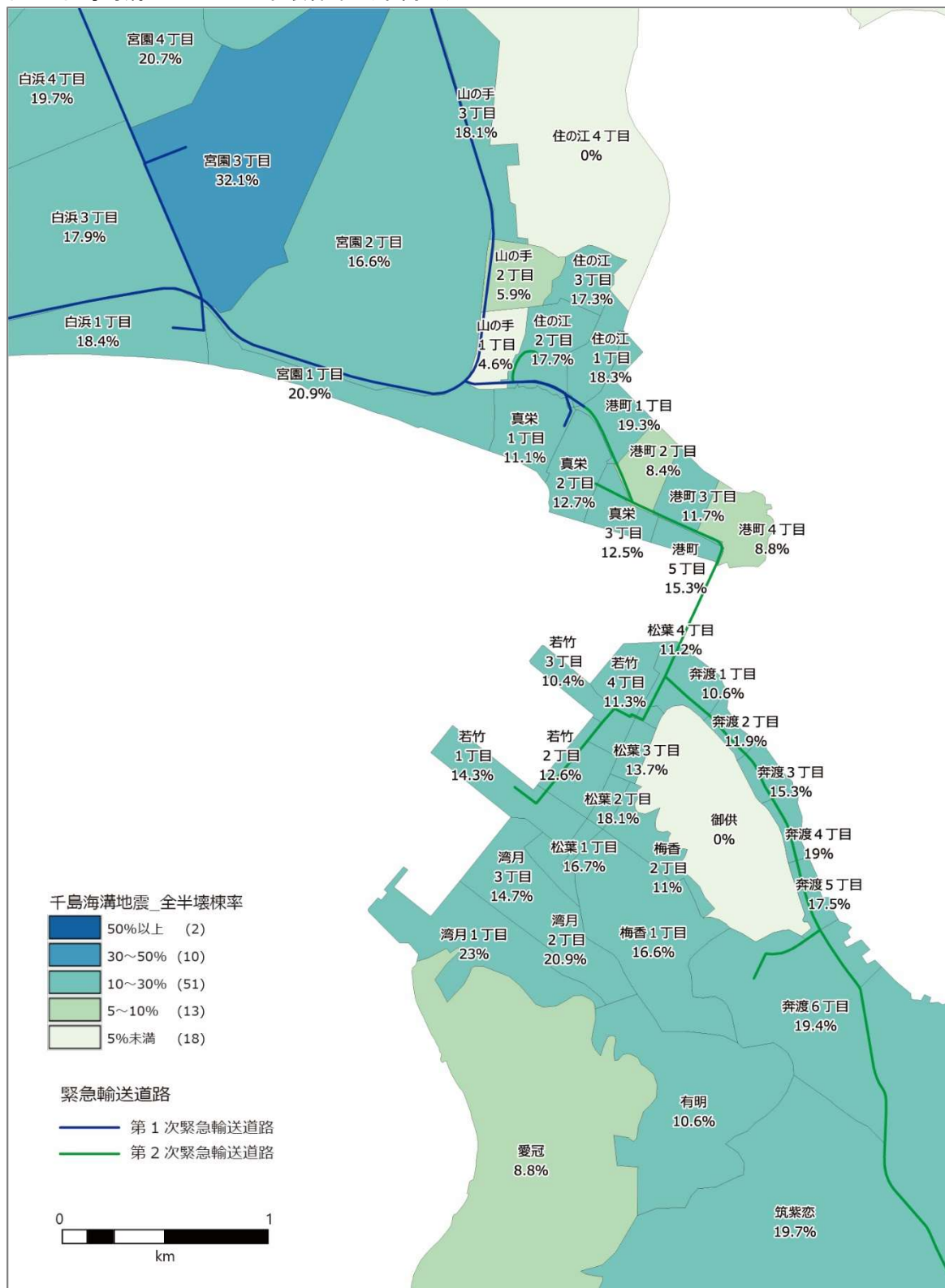


表 千島海溝における被害想定

地区	字名	建築物数 (棟)	建築物		全半壊 棟数(棟)	全半壊 率(%)	死者数	負傷者数	負傷者数	
			全壊棟数	半壊棟数					重傷者数	軽傷者数
湖北	1 真栄1丁目	163	4	14	18	11.1%	0	2	1 未満	2
	2 真栄2丁目	151	5	14	19	12.7%	0	2	1 未満	2
	3 真栄3丁目	38	1	3	5	12.5%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	4 港町1丁目	66	5	8	13	19.3%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	5 港町2丁目	90	2	6	8	8.4%	0	1	1 未満	1 未満
	6 港町3丁目	99	2	9	12	11.7%	0	1	1 未満	1 未満
	7 港町4丁目	80	2	6	7	8.8%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	8 港町5丁目	20	1 未満	2	3	15.3%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	9 住の江1丁目	120	8	14	22	18.3%	0	3	1 未満	3
	10 住の江2丁目	39	3	4	7	17.7%	0	1	1 未満	1
	11 住の江3丁目	114	7	13	20	17.3%	0	4	1 未満	4
	12 住の江4丁目	0	1 未満	1 未満	1 未満	—	0	1 未満	1 未満	1 未満
	13 山の手1丁目	83	1 未満	3	4	4.6%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	14 山の手2丁目	96	1	4	6	5.9%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	15 山の手3丁目	28	2	3	5	18.1%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	16 宮園1丁目	197	15	26	41	20.9%	0	4	1 未満	4
	17 宮園2丁目	179	11	19	30	16.6%	0	5	1 未満	5
	18 宮園3丁目	131	20	22	42	32.1%	0	12	1 未満	11
	19 宮園4丁目	45	4	6	9	20.7%	0	1	1 未満	1
	20 光栄	206	16	26	41	20.0%	0	8	1 未満	7
	21 白浜1丁目	147	10	17	27	18.4%	0	5	1 未満	4
	22 白浜2丁目	23	2	2	4	17.6%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	23 白浜3丁目	95	6	11	17	17.9%	0	2	1 未満	2
	24 白浜4丁目	80	6	10	16	19.7%	0	3	1 未満	3
	25 門静1丁目	114	3	8	11	9.8%	0	2	1 未満	2
	26 門静2丁目	49	6	7	14	28.3%	0	1	1 未満	1
	27 門静3丁目	67	7	10	17	26.0%	0	1	1 未満	1
	28 門静4丁目	13	2	2	4	33.2%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	29 苦多	45	8	8	16	35.6%	0	1	1 未満	1 未満
	30 沖万別	6	1 未満	1 未満	1 未満	3.9%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	31 敏内	0	1 未満	1 未満	1 未満	—	0	1 未満	1 未満	1 未満
	32 ルーヴール	0	1 未満	1 未満	1 未満	—	0	1 未満	1 未満	1 未満
	33 尾幌	383	124	80	204	53.2%	1	2	1 未満	2
	34 上尾幌	128	3	13	16	12.5%	0	1	1 未満	1 未満
	35 来別	0	1 未満	1 未満	1 未満	—	0	1 未満	1 未満	1 未満
	36 片無去	228	13	27	40	17.6%	0	2	1 未満	2
	37 乙幌	2	1 未満	1 未満	1 未満	33.3%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	38 太田宏陽	13	2	2	5	35.6%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	39 太田西	11	1 未満	1	2	15.1%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	40 太田1の通り	78	2	5	7	8.7%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	41 太田2の通り	33	1 未満	2	2	7.1%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	42 太田3の通り	37	1 未満	2	3	7.4%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	43 太田4の通り	34	1 未満	2	3	8.7%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	44 太田5の通り	62	1 未満	3	4	6.2%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	45 太田6の通り	40	1 未満	2	2	5.3%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	46 太田7の通り	22	1 未満	1	1	6.4%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	47 太田8の通り	43	1 未満	3	3	8.0%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	48 太田9の通り	0	1 未満	1 未満	1 未満	—	0	1 未満	1 未満	1 未満
	49 太田南	14	1	2	3	19.9%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	50 太田東	26	3	4	8	29.5%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	51 太田北	8	1 未満	1 未満	1 未満	3.4%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	52 太田北	0	1 未満	1 未満	1 未満	—	0	1 未満	1 未満	1 未満
	53 大別	74	5	9	15	19.7%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	54 セタニウシ	0	1 未満	1 未満	1 未満	—	0	1 未満	1 未満	1 未満
	55 別寒辺牛	1	1 未満	1 未満	1 未満	70.2%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	56 トライベツ	82	2	7	9	10.9%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	57 若松	85	10	14	24	28.5%	0	1	1 未満	1
	58 サッテベツ	0	1 未満	1 未満	1 未満	—	0	1 未満	1 未満	1 未満
	59 サンヌシ	3	1 未満	1 未満	1	47.5%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	60 糸魚沢	103	23	21	44	42.8%	0	1 未満	1 未満	1 未満
	61 邦力ハツ	0	1 未満	1 未満	1 未満	—	0	1 未満	1 未満	1 未満
	62 神岩	0	1 未満	1 未満	1 未満	—	0	1 未満	1 未満	1 未満
	63 ホロニタイ	0	1 未満	1 未満	1 未満	—	0	1 未満	1 未満	1 未満
	64	0	1 未満	1 未満	1 未満	—	0	1 未満	1 未満	1 未満

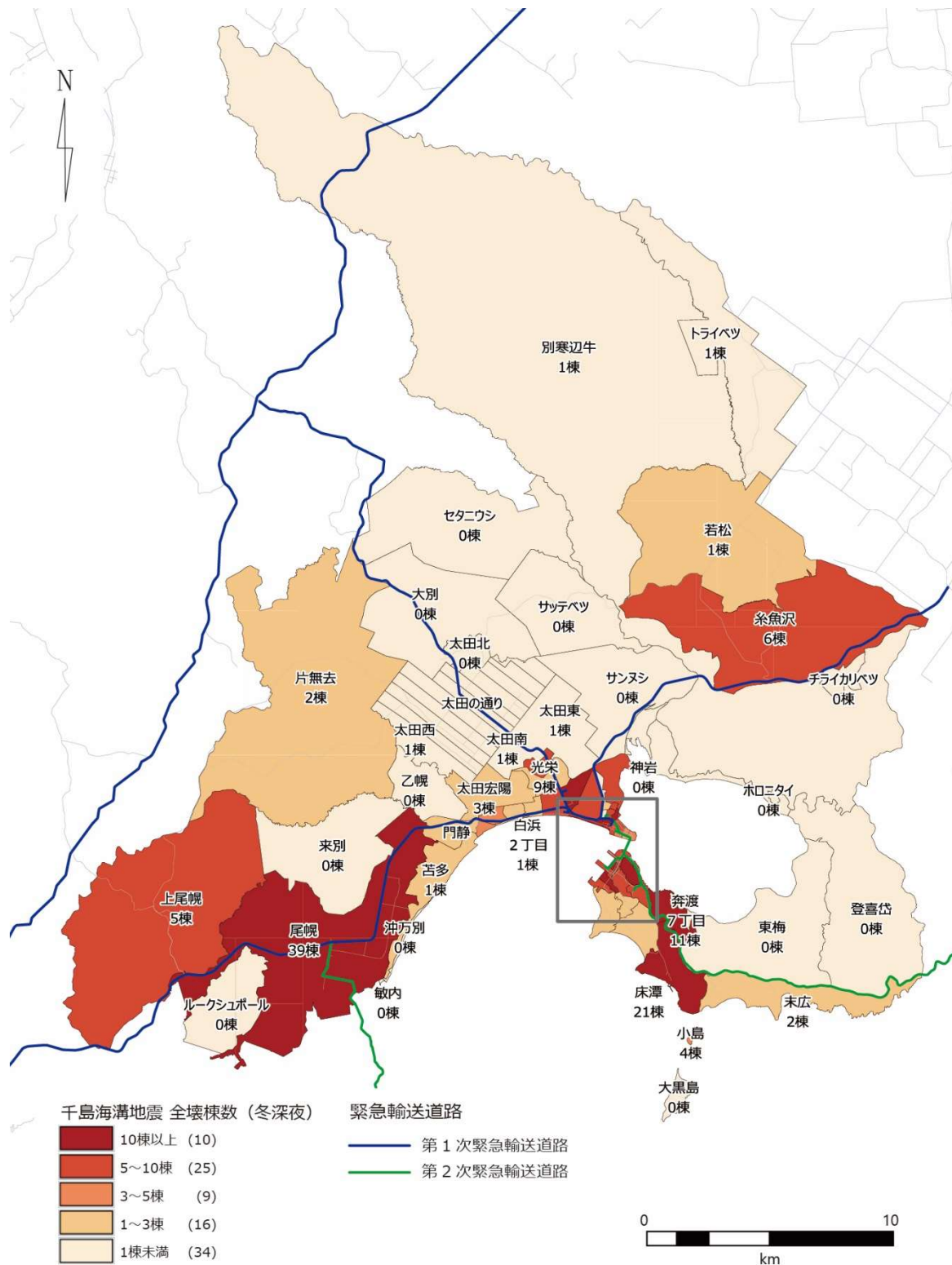
地区		字名	建築物数 (棟)	建築物		全半壊 棟数(棟)	全半壊 率(%)	死者数	負傷者数		
				全壊棟数	半壊棟数					重傷者数	軽傷者数
湖南	65	松葉1丁目	29	1	4	5	16.7%	0	1未満	1未満	1未満
	66	松葉2丁目	64	3	9	12	18.1%	0	1	1未満	1
	67	松葉3丁目	84	3	9	11	13.7%	0	1	1未満	1
	68	松葉4丁目	51	1	4	6	11.2%	0	1未満	1未満	1未満
	69	若竹1丁目	43	2	4	6	14.3%	0	1未満	1未満	1未満
	70	若竹2丁目	61	2	6	8	12.6%	0	1	1未満	1未満
	71	若竹3丁目	68	2	5	7	10.4%	0	1未満	1未満	1未満
	72	若竹4丁目	131	4	11	15	11.3%	0	1	1未満	1
	73	奔渡1丁目	120	3	10	13	10.6%	0	1未満	1未満	1未満
	74	奔渡2丁目	44	1	4	5	11.9%	0	1未満	1未満	1未満
	75	奔渡3丁目	62	3	7	9	15.3%	0	1未満	1未満	1未満
	76	奔渡4丁目	46	3	6	9	19.0%	0	1未満	1未満	1未満
	77	奔渡5丁目	96	5	12	17	17.5%	0	2	1未満	1
	78	奔渡6丁目	136	9	17	26	19.4%	0	4	1未満	4
	79	奔渡7丁目	134	8	16	24	18.1%	0	2	1未満	2
	80	御供	0	1未満	1未満	1未満	—	0	1未満	1未満	1未満
	81	梅香1丁目	68	4	7	11	16.6%	0	2	1未満	2
	82	梅香2丁目	79	2	6	9	11.0%	0	1	1未満	1
	83	湾月1丁目	109	10	15	25	23.0%	0	2	1未満	2
	84	湾月2丁目	210	16	28	44	20.9%	0	5	1未満	5
	85	湾月3丁目	68	3	7	10	14.7%	0	1	1未満	1
	86	愛冠	3	1未満	1未満	1未満	8.8%	0	1未満	1未満	1未満
	87	有明	69	2	5	7	10.6%	0	1未満	1未満	1未満
	88	筑紫恋	67	5	8	13	19.7%	0	1未満	1未満	1未満
	89	床潭	357	30	48	77	21.7%	0	6	1未満	6
	90	東梅	1	1未満	1未満	1未満	36.7%	0	1未満	1未満	1未満
	91	末広	62	9	10	19	30.7%	0	1未満	1未満	1未満
	92	登喜岱	0	1未満	1未満	1未満	—	0	1未満	1未満	1未満
	93	小島	20	2	4	6	30.8%	0	1未満	1未満	1未満
	94	大黒島	0	1未満	1未満	1未満	—	0	1未満	1未満	1未満
		町全体	6,376	486	744	1,230	19.3%	4	114	9	105

※「64（空白）」は「59 サンヌシ」「62 神岩」と隣接

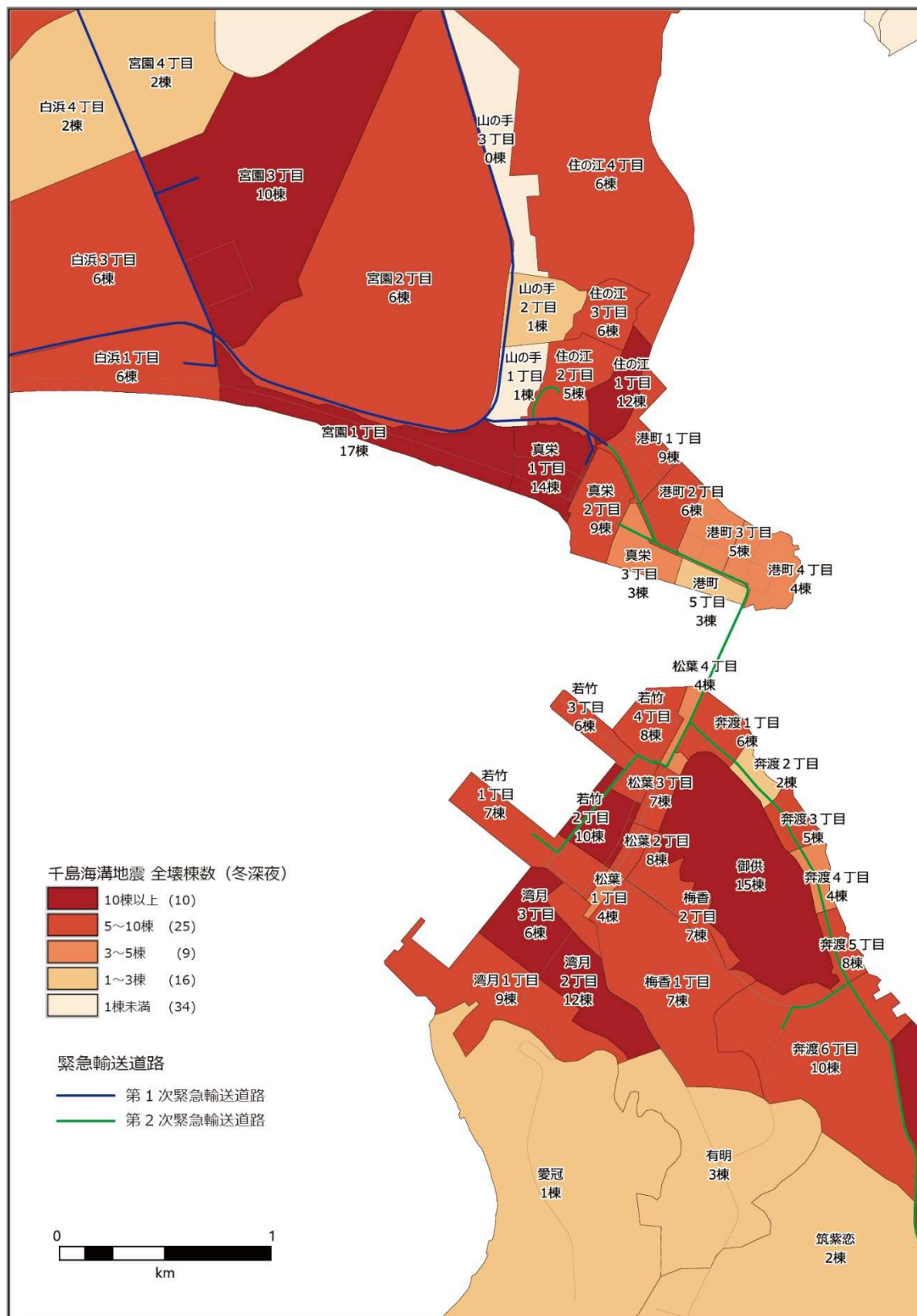
※単位未満の数値は四捨五入をしているため、合計と各項目の和が一致しない。

(参考) 千島海溝における被害想定(冬深夜) : 道提供資料に基づく

(参考) 千島海溝における全壊棟数



(参考) 千島海溝における全壊棟数 (市街地)



※千島海溝は道提供資料に基づく、冬深夜の被害想定結果

(参考) 千島海溝における被害想定(冬深夜) : 道提供資料に基づく

地区		字名	全壊棟数 (棟)	倒壊死者数	負傷者数	倒壊	
						倒壊	転倒
湖北	1	真栄1丁目	14	0	9	2	7
	2	真栄2丁目	9	0	7	2	5
	3	真栄3丁目	3	0	3	1	2
	4	港町1丁目	9	0	6	1	5
	5	港町2丁目	6	0	6	1	5
	6	港町3丁目	5	0	5	1	4
	7	港町4丁目	4	0	3	1	3
	8	港町5丁目	3	0	2	0	2
	9	住の江1丁目	12	0	8	2	6
	10	住の江2丁目	5	0	6	1	5
	11	住の江3丁目	6	0	7	1	5
	12	住の江4丁目	6	0	7	2	6
	13	山の手1丁目	1	0	3	0	3
	14	山の手2丁目	1	0	5	1	4
	15	山の手3丁目	0	0	1	0	1
	16	宮園1丁目	17	0	16	3	13
	17	宮園2丁目	6	0	16	2	14
	18	宮園3丁目	10	0	11	3	8
	19	宮園4丁目	2	0	4	1	3
	20	光栄	9	1	24	5	19
	21	白浜1丁目	6	0	10	2	8
	22	白浜2丁目	1	0	3	0	2
	23	白浜3丁目	6	0	10	3	7
	24	白浜4丁目	2	0	6	2	5
	25	門静1丁目	1	0	9	1	8
	26	門静2丁目	4	0	3	1	2
	27	門静3丁目	4	0	4	1	3
	28	門静4丁目	2	0	1	0	1
	29	苦多	1	0	1	0	1
	30	沖万別	0	0	0	0	0
	31	敏内	0	0	0	0	0
	32	ルークシュボール	0	0	0	0	0
	33	尾幌	39	2	18	11	8
	34	上尾幌	5	0	2	0	2
	35	来別	0	0	0	0	0
	36	片無去	2	0	3	1	2
	37	乙幌	0	0	0	0	0
	38	太田宏陽	3	0	2	1	2
	39	太田西	1	0	1	0	0
	40	太田1の通り	0	0	1	0	1
	41	太田2の通り	0	0	1	0	1
	42	太田3の通り	0	0	1	0	1
	43	太田4の通り	1	0	1	0	1
	44	太田5の通り	0	0	2	0	2
	45	太田6の通り	0	0	1	0	1
	46	太田7の通り	0	0	1	0	0
	47	太田8の通り	0	0	0	0	0
	48	太田9の通り	0	0	0	0	0
	49	太田南	1	0	3	0	3
	50	太田東	1	0	1	0	1
	51	太田北	0	0	0	0	0
	52	太田北	0	0	0	0	0
	53	大別	0	0	1	0	1
	54	セタニウシ	0	0	0	0	0
	55	別寒辺牛	1	0	0	0	0
	56	トライベツ	1	0	2	1	1
	57	若松	1	0	4	1	3
	58	サッテベツ	0	0	0	0	0
	59	サンヌシ	0	0	0	0	0
	60	糸魚沢	6	0	3	1	2
	61	チライカリベツ	0	0	0	0	0
	62	神岩	0	0	0	0	0
	63	ホロニタイ	0	0	0	0	0
	64		0	0	0	0	0

地区		字名	全壊棟数 (棟)	倒壊死者数	負傷者数		
						倒壊	転倒
湖南	65	松葉 1 丁目	4	0	2	0	2
	66	松葉 2 丁目	8	0	4	1	3
	67	松葉 3 丁目	7	0	4	1	3
	68	松葉 4 丁目	4	0	4	1	3
	69	若竹 1 丁目	7	0	4	1	3
	70	若竹 2 丁目	10	0	6	1	5
	71	若竹 3 丁目	6	0	4	1	3
	72	若竹 4 丁目	8	0	8	1	7
	73	奔渡 1 丁目	6	0	5	1	4
	74	奔渡 2 丁目	2	0	2	0	1
	75	奔渡 3 丁目	5	0	3	1	2
	76	奔渡 4 丁目	4	0	2	0	1
	77	奔渡 5 丁目	8	0	4	1	3
	78	奔渡 6 丁目	10	0	8	2	6
	79	奔渡 7 丁目	11	0	8	2	6
	80	御供	15	0	9	2	7
	81	梅香 1 丁目	7	0	6	1	5
	82	梅香 2 丁目	7	0	4	1	3
	83	湾月 1 丁目	9	0	5	2	3
	84	湾月 2 丁目	12	0	8	2	6
	85	湾月 3 丁目	6	0	5	1	4
	86	愛冠	1	0	1	0	1
	87	有明	3	0	4	1	3
	88	筑紫恋	2	0	2	0	2
	89	床潭	21	0	18	4	14
	90	東梅	0	0	0	0	0
	91	末広	2	0	1	0	1
	92	登喜岱	0	0	0	0	0
	93	小島	4	0	0	0	0
	94	大黒島	0	0	0	0	0
	町全体		407	9	375	86	288

※千島海溝は道提供資料に基づく、冬深夜の被害想定結果

3 住宅・建築物の耐震化の現況

(1) 民間住宅の耐震化の状況

民間住宅の耐震化の現状は、道計画と同様の方法で推計します。道計画では、昭和 57 年以降に建設された住宅は耐震性を有しているものとし、さらに昭和 56 年以前の建設であっても、耐震診断の結果から一定程度は耐震性を有するものと想定して耐震化率を推計しています。

厚岸町では、民間住宅 3,788 棟のうち、昭和 57 年以降建設が 1,812 棟 (47.8%)、昭和 56 年以前建設が 1,976 棟 (52.2%) となっています。

昭和 56 年以前建設の住宅 1,976 棟のうち、道計画と同様に木造住宅の 47% (880 棟)、非木造住宅の 63% (65 棟) が耐震性を有するものと想定すると、昭和 57 年以降建設の 1,812 棟と合わせて合計 2,757 棟 (72.8%) が耐震性を有する住宅棟数と想定されます。

平成 31 年 3 月に策定された前回計画では、令和 2 年度までに住宅の耐震化率を 95% とすることを目標としており、さらなる耐震化の促進が必要です。

表 町内住宅の耐震化現状推計 (令和 5 年 7 月現在)

(単位: 棟)

建て方	総数 a(=b+c)	昭和 57 年 以降 b	昭和 56 年 以前 c	耐震性有 棟数※ d	耐震性が 不十分 e(=c-d)	耐震性有 住宅棟数 f(=b+d)	耐震化率 g(=f/a)
木造	3,605	1,732	1,873	880	993	2,612	72.5%
非木造	183	80	103	65	38	145	79.2%
合計	3,788 100.0%	1,812 47.8%	1,976 52.2%	945 24.9%	1,031 27.2%	2,757 72.8%	72.8%

※昭和 56 年以前建設の木造住宅の **47%**、非木造住宅の **63%**を耐震性有としています
(道計画 (令和 3 年 4 月) と整合/住宅・土地統計調査結果等に基づく。)

資料: 民間住宅 課税台帳 (令和 5 年 7 月現在)

(2) 特定建築物

特定建築物は、耐震改修促進法第14条の第1号から3号までに以下のように分類された既存耐震不適格建築物（昭和56年以前の旧耐震基準で建てられた建築物）です。

耐震改修促進法第15条第2項では、上記のうち地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定める規模以上のものについて、必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、該当建築物の所有者に対して必要な指示をすることができるかとされています。

表 特定建築物の概要（耐震改修促進法第14条第1号～3号）

該当	区分	内容
1号	多数の者が利用する建築物 （以下、多数利用建築物）	学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
2号	危険物の貯蔵場又は処理場の 用途に供する建築物 （以下、危険物貯蔵等建築物）	火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
3号	地震時に通行を確保すべき沿 道建築物 （以下、避難路沿道建築物）	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であって、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの

耐震改修促進法に規定する特定建築物は17棟あり、多数利用建築物が8棟、避難路沿道建築物は9棟です。

多数利用建築物は公共建築物が6棟、民間建築物は2棟が該当します。

公共建築物のうち1棟については、耐震診断義務付け対象建築物に該当しますが耐震性が満たされています。また3棟については、安全の向上が特に必要な建築物に該当しますが耐震性が満たされています。残り2棟のうち、1棟の耐震性が不十分となっています。

危険物貯蔵等建築物は、該当する建築物はありません。

避難路沿道建築物は、9棟全てが民間建築物です。

表 特定建築物の棟数

（単位：棟）

建築物の種類	特定建築物（法第14） （昭和56年以前建設）	安全の向上が特に必要な 建築物（法第15条）		耐震診断義務付け対象 建築物（法附則第3条）	
		うち耐震性 あり	うち耐震性 あり	うち耐震性 あり	うち耐震性 あり
多数利用建築物	8	5	3	3	1
うち公共施設	6	5	3	3	1
うち民間施設	2	0	0	0	0
危険物貯蔵等建築物	0	0	0	0	0
うち公共施設	0	0	0	0	0
うち民間施設	0	0	0	0	0
避難路沿道建築物	9	0	—	—	—
うち公共施設	0	0	—	—	—
うち民間施設	9	0	—	—	—
合計	17	5	3	3	1

特定建築物（多数利用建築物・公共施設）

用途	施設名	建設年	耐震性	階数	延床面積 (㎡)	安全の 向上が 特に必要	耐震診断 義務付け 対象
学校	厚岸中学校	S50	有	4	6,531	○	○
	太田中学校	S56	有	2	2,304	○	
体育館	B&G 海洋センター	S54		1	1,103		
老人福祉センター等	厚岸町社会福祉センター	S55	有	2	3,011	○	
賃貸住宅	梅香団地（54B）	S54	有	4	1,700		
	梅香団地（56B）	S56	有	4	1,179		

※学校については、体育館等を含めた1施設を1棟としている（延床面積は屋外便所を除く）。

特定建築物（多数利用建築物・民間施設）

用途	建築年	耐震性	階数	延床面積 (㎡)	安全の 向上が 特に必要	耐震診断 義務付け 対象
ホテル	S56		3	1,211		
事務所	S37		3	3,686		

特定建築物（避難路沿道建築物・民間施設）

避難路	通し番号	用途	建築年	耐震性	住所
道道 123 別海厚岸線	1	店舗兼用住宅	S37		奔渡 2 丁目
	2	店舗	S53		奔渡 2 丁目
	3	店舗	S54		奔渡 3 丁目
	4	車庫/旧店舗	S12		奔渡 6 丁目
町道 松葉町通り	5	店舗	S49		松葉 3 丁目
	6	店舗兼用住宅	S45		松葉 4 丁目
	7	店舗	S43		松葉 4 丁目
	8	店舗	S41		松葉 4 丁目
	9	店舗	S42		松葉 4 丁目

表 耐震改修促進法第 14 条第 1 号に規定する多数利用建築物となる要件

用途		多数利用建築物 (法第 14 条)	安全性の向上が 特に必要な建 築物 (法第 15 条)	耐震診断義務付 け対象建築物 (法附則第 3 条)
学校	小学校、中学校、中等教育学校の 前期課程、特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上(屋 内運動場の面積 を含む。)	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上(屋 内運動場の面積 を含む。)	階数 2 以上かつ 3,000 m ² 以上(屋 内運動場の面積 を含む。)
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上		
体育館 (一般公共の用に供されるもの)		階数 1 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 1 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これ らに類する運動施設		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場			階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
集会所、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営 む店舗			階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅 (共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿 事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福 祉ホームその他これらに類するもの		階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 5,000 m ² 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者 福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所		階数 2 以上かつ 500 m ² 以上	階数 2 以上かつ 750 m ² 以上	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上
博物館、美術館、図書館		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
遊技場				
公衆浴場			階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、 ダンスホールその他これに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに 類するサービス業を営む店舗				
工場 (危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供 する建築物を除く)				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着 場を構成する建築物で、旅客の乗降又は待合 いの用に供するもの			階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留 又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上 必要な建築物				

表 耐震改修促進法第14条第2号に規定する危険物貯蔵等建築物の要件

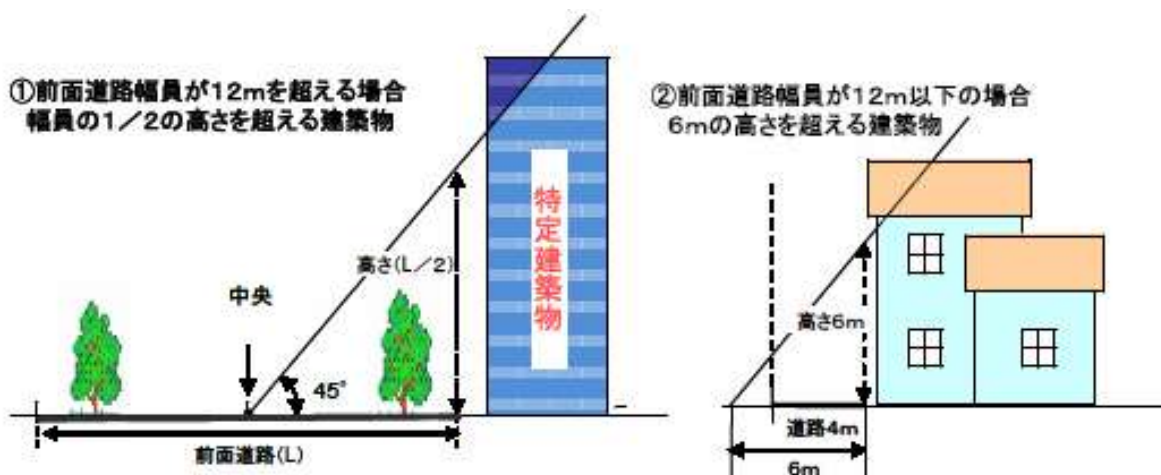
危険物の種類	危険物の数量	安全性の向上が特に必要な建築物（法第15条）	耐震診断義務付け対象建築物（法附則第3条）
① 火薬類（法律で規定） イ 火薬 ロ 爆薬 ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 ニ 銃用雷管 ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 ヘ 導爆線又は導火線 ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 チ その他火薬を使用した火工品 その他爆薬を使用した火工品	10 t 5 t 50万個 500万個 5 万個 500km 2 t 10 t 5 t	階数 1 以上かつ500 m ² 以上	階数 1 以上かつ5,000 m ² 以上(敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)
② 消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量		
③ 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類	可燃性固体類30 t		
④ 危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性液体類20m ³		
⑤ マッチ	300マッチトン※		
⑥ 可燃性のガス（⑦及び⑧を除く）	2万m ³		
⑦ 圧縮ガス	20万m ³		
⑧ 液化ガス	2,000 t		
⑨ 毒物及び劇薬取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る）	20 t		
⑩ 毒物及び劇薬取締法第2条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る）	200 t		

※マッチトン：マッチの計量単位で、1マッチトンは、並型マッチ（56×36×17mm）で7,200個

避難路沿道建築物は、その高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ定める距離を加えたものを超える建築物としています。

- ・幅員12m以下の場合 6m＋前面道路までの水平距離
- ・幅員12mを超える場合 前面道路の幅員の2分の1に相当する距離＋前面道路までの水平距離

図 特定建築物となる建築物高さの考え方（避難路沿道建築物）



(3) 多数利用建築物

町内の多数利用建築物※は 31 棟あり、昭和 56 年以前建設が 8 棟、昭和 57 年以降建設が 23 棟となっています。昭和 56 年以前建設のうち、耐震性を有している建築物は公共建築物の 5 棟であり、多数利用建築物の耐震化率は 90.3%となっています。

平成 31 年 3 月に策定された前回計画では、令和 2 年度までに多数利用建築物の耐震化率を 95%とすることを目標としていました。耐震化率は平成 30 年度の 89.7%から令和 5 年度では 90.3%となりましたが、さらなる耐震化の促進が必要です。

※耐震改修促進法第 14 条第 1 号の規模要件に該当する新旧耐震基準を含めた全ての建築物。以下同じ。

表 多数利用建築物の耐震化状況

(単位：棟)

所有	用途	多数利用 建築物総数 A	S56 以前の 建築物 B	内耐震性有 C	S57 以降の 建築物 D	耐震性有 建築物 E=C+D	耐震化率 F=E/A
公共施設	学校	8	2	2	6	8	100.0%
	体育館	1	1	0	0	0	0.0%
	病院、診療所	1	0	0	1	1	100.0%
	百貨店、マーケット等	1	0	0	1	1	100.0%
	賃貸住宅	12	2	2	10	12	100.0%
	老人福祉センター等	2	1	1	1	2	100.0%
	幼稚園、保育所	2	0	0	2	2	100.0%
	公益上必要な建築物	2	0	0	2	2	100.0%
	公共施設 計	29	6	5	23	28	96.6%
民間施設	ホテル	1	1	0	0	0	0.0%
	事務所	1	1	0	0	0	0.0%
	民間施設 計	2	2	0	0	0	0.0%
合計		31	8	5	23	28	90.3%

※学校については、体育館等を含めた 1 施設を 1 棟としている。

図 多数利用建築物の耐震化の推移

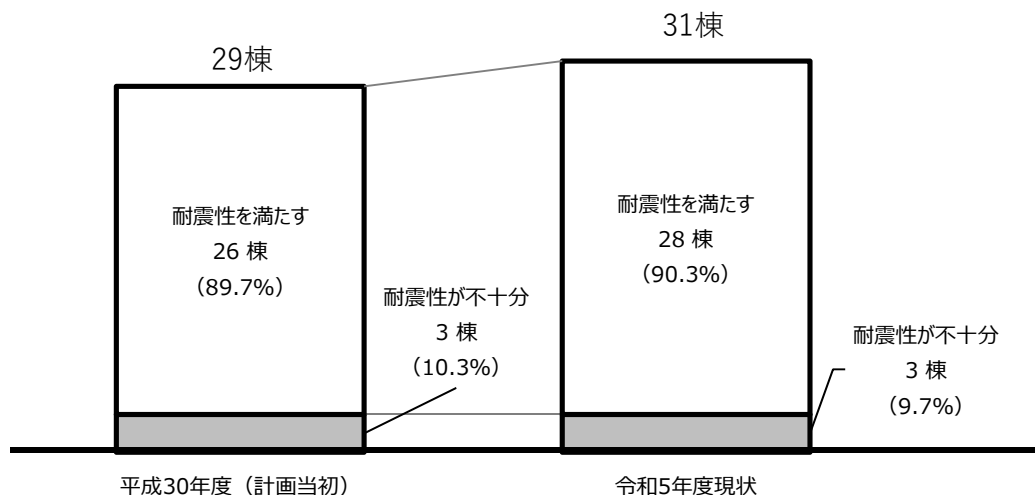


表 多数利用建築物（公共施設）

耐震区分	多数利用用途	施設名	建設年	耐震性	階数	延床面積 (㎡)
昭和 56 年 以前	学校	厚岸中学校	S50	有	4	6,531
		太田中学校	S56	有	2	2,304
	体育館	B&G 海洋センター	S54		1	1,103
	老人福祉センター等	厚岸町社会福祉センター	S55	有	2	3,011
	賃貸住宅	梅香団地 54 B	S54	有	4	1,700
		梅香団地 56 B	S56	有	4	1,179
昭和 57 年 以降	学校	厚岸小学校	S59	有	3	6,392
		高知小中学校	H5	有	2	2,225
		床潭小学校	H10	有	2	2,330
		真龍小学校	H18	有	3	5,859
		真龍中学校	S63	有	3	5,188
		太田小学校	H4	有	2	2,081
	病院、診療所	町立厚岸病院	H7	有	3	6,215
	百貨店、マーケット等	厚岸味覚ターミナル・コンキリエ	H5	有	4	2,139
	賃貸住宅	宮園団地 M3	H10	有	5	3,106
		宮園団地 M4	H11	有	3	1,413
		宮園団地 M5	H13	有	5	2,413
		宮園団地 M6	H15	有	5	2,187
		宮園団地 M 1	H6	有	5	3,088
		宮園団地 M2	H9	有	5	1,972
		奔渡団地 H1C	H1	有	4	1,214
		奔渡団地 H3C	H3	有	4	1,214
		奔渡団地 59C	S59	有	4	1,199
		奔渡団地 62C	S62	有	4	1,755
	老人福祉センター等	保健福祉総合センター本体	H12	有	2	1,774
	幼稚園、保育所等	あっけし保育所	R3	有	2	1,223
		しんりゅう保育所	R2	有	2	1,738
	公益上必要な建築物	釧路東部消防組合厚岸消防署庁舎	H29	有	5	2,972
		厚岸町役場本庁舎	S63	有	5	5,611

※学校については、体育館等を含めた 1 施設を 1 棟としている（延床面積は屋外便所を除く）。

※厚岸小学校は S46 年 S 造校舎 802 ㎡（耐震改修済）と S59 年 R C 造増築校舎 5589.89 ㎡から成る。

表 多数利用建築物（民間施設）

耐震区分	多数利用用途	建築年	耐震性	階数	延床面積 (㎡)
昭和 56 年 以前	ホテル	S56		3	1,211
	事務所	S37		3	3,686

（４）地震防災上重要施設

厚岸町地域防災計画では、避難場所等地震防災上重要施設（以下、「地震防災上重要施設」）を定めています。

重要施設は 49 施設あり、昭和 56 年以前建設が 16 棟（32.7%）、昭和 57 以降建設は 33 棟（67.3%）となっています。昭和 56 年以前建設のうち、耐震性を有している建築物が 4 棟あり、重要施設の耐震化率は 75.5%です。

表 地震防災上重要施設の耐震化の現状

昭和 56 年以前		昭和 57 年 以降	合計	耐震化率
	うち耐震性有			
16 32.7%	4 8.2%	33 67.3%	49 100.0%	75.5%

表 地震防災上重要施設一覧（厚岸町地域防災計画 資料 31）

番号	施設名	所在地	建設年度	延床面積(m ²)	耐震改修等	耐震性	備考
1	味覚ターミナル・コンキリエ	住の江 2 丁目 2 番地	H5	2,139	－	○	指定緊急避難場所及び防災拠点
2	森林センター	愛冠 6 番地	S61	191	－	○	指定緊急避難場所及び防災拠点
3	保健福祉総合センター	住の江 1 丁目 2 番地	H12	1,835	－	○	福祉避難所
4	社会福祉センター	梅香 2 丁目 1 番地	S55	3,011	済	○	指定避難所及び指定緊急避難場所
5	厚岸消防庁舎	宮園 2 丁目 414 番地 2	H29	2,972	－	○	指定緊急避難場所
6	しんりゅう保育所	宮園 3 丁目 11 番地	R2	1,738	－	○	指定避難所
7	あつし保育所	奔渡 6 丁目 268 番地	R3	1,223	－	○	指定避難所
8	多機能共生型地域交流センター	奔渡 2 丁目 1 番地	S57	971	－	○	指定避難所及び指定緊急避難場所
9	特別養護老人ホーム心和園	白浜 4 丁目 1 番地	S55	3,538	済	○	福祉避難所
10	デイサービスセンター	白浜 4 丁目 1 番地	H2	445	－	○	福祉避難所
11	旧小島小中学校	小島 5－8	S39	140	未		指定避難所
12	宮園地区集会所	宮園 1 丁目 2 番地	S41	54	未		指定避難所及び指定緊急避難場所
13	宮園丘陵地区集会所	宮園 2 丁目 1 番地	H3	162	－	○	指定避難所及び指定緊急避難場所
14	宮園鉄北集会所	宮園 3 丁目 5 番地	H23	213	－	○	指定避難所及び指定緊急避難場所
15	真栄地区集会所	真栄 1 丁目 1 番地	S53	253	未		指定避難所及び指定緊急避難場所
16	生活改善センター	港町 2 丁目 1 番地	S48	861	未		指定避難所及び指定緊急避難場所
17	住の江地区集会所	住の江 2 丁目 1 番地	S55	181	未		指定避難所及び指定緊急避難場所
18	住の江山の手地区集会所	山の手 1 丁目 1 番地	H17	212	－	○	指定避難所及び指定緊急避難場所
19	白浜地区集会所	白浜 1 丁目 1 番地	H4	177	－	○	指定避難所及び指定緊急避難場所
20	光栄地区コミュニティセンター	光栄 1 番地	S61	199	－	○	指定避難所及び指定緊急避難場所
21	門静地区集会所	門静 2 丁目 1 番地	S58	348	－	○	指定避難所及び指定緊急避難場所
22	上尾幌地区コミュニティセンター	上尾幌 11 番地	H2	358	－	○	指定避難所及び指定緊急避難場所
23	片無去開拓パイロット地区集会所	片無去 1 番地	S56	99	未		指定避難所及び指定緊急避難場所
24	片無去地区集会所	片無去 2 番地	S54	232	未		指定避難所及び指定緊急避難場所
25	糸魚沢地区集会所	糸魚沢 66 番地	S57	217	－	○	指定避難所及び指定緊急避難場所
26	若松地区集会所	若松 103 番地	S56	231	未		指定避難所及び指定緊急避難場所
27	トライベツ地区集会所	トライベツ 170 番地 1	S57	253	－	○	指定避難所及び指定緊急避難場所
28	湾月生活館	湾月 2 丁目 1 番地	S49	165	未		指定避難所及び指定緊急避難場所
29	湖南地区集会所	若竹 4 丁目 1 番地	H6	271	－	○	指定避難所及び指定緊急避難場所
30	松葉地区集会所	松葉 3 丁目 1 番地	H9	410	－	○	指定避難所及び指定緊急避難場所
31	有明地区集会所	有明 2 丁目 1 番地	S58	118	－	○	指定避難所及び指定緊急避難場所
32	奔渡地区漁村センター	奔渡 6 丁目 1 番地	S53	609	未		指定避難所及び指定緊急避難場所
33	床潭地区漁村センター	床潭 133 番地 1	S58	408	－	○	指定避難所及び指定緊急避難場所
34	尾幌酪農ふれあい館	尾幌 124 番地	H8	696	－	○	指定避難所及び指定緊急避難場所
35	太田活性化施設	太田 5 の通り 21-22	H26	884	－	○	指定避難所、指定緊急避難場所及び福祉避難所
36	真龍小学校	真栄 2 丁目 1 番地	H18	5,859	－	○	指定避難所及び指定緊急避難場所
37	真龍中学校	白浜 1 丁目 5 番地	S63	5,188	－	○	指定避難所及び指定緊急避難場所
38	太田小学校	太田 4 の通り 32－1	H2	2,081	－	○	指定避難所及び指定緊急避難場所
39	太田中学校	太田 5 の通り 27－1	S56	2,304	済	○	指定避難所及び指定緊急避難場所
40	高知小学校	若松 307 番地	H3	2,225	－	○	指定避難所及び指定緊急避難場所
41	厚岸小学校	梅香 2 丁目 3 番地	S59	6,392	－	○	指定避難所
42	厚岸中学校	梅香 1 丁目 5 番地	S50	6,531	済	○	指定避難所及び指定緊急避難場所
43	中央公民館苫多分館	苫多 206 番地	H9	159	－	○	指定避難所及び指定緊急避難場所
44	末広地区集会所	末広 85 番地－1	R5	39	－	○	指定避難所
45	中央公民館筑紫恋分館	筑紫恋 32 番地 3	S59	150	－	○	指定避難所
46	厚岸 B&G 海洋センター	宮園 3 丁目 7 番地	S54	1,740	未		指定避難所
47	勤労者体育センター	宮園 3 丁目 6 番地	S53	759	未		指定避難所及び指定緊急避難場所
48	片無去地区体育館	片無去 3 番地	H1	584	－	○	指定避難所及び指定緊急避難場所
49	町立厚岸病院	住の江 1 丁目 1 番地	H7	6,215	－	○	福祉避難所
						37	

※複数棟がある施設の延床面積算出は以下のとおり

特別養護老人ホーム心和園：職員住宅を除く

各学校：屋外便所を除く

厚岸 B&G 海洋センター：車庫を除く

3章 住宅・建築物の耐震化に係わる目標

1 住宅・建築物の耐震化目標

本町では、これまで平成30年度に策定された前回計画に基づき耐震化の促進を図る各種施策を推進しましたが、新たな耐震化の目標値を定めて各種施策を推進し、住宅・建築物の耐震化の推進を図ります。

国においては、令和7年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物についておおむね解消するとともに、令和12年までに耐震性が不十分な住宅についてもおおむね解消することを目標としています。

北海道においては、令和7年度までに、住宅について耐震化率を少なくとも95%（令和12年度までにおおむね解消）、また、多数利用建築物、耐震診断義務付け対象建築物についておおむね解消することを目標としています。

本町における住宅、多数利用建築物及び耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標は、これに準じて下表のとおり設定します。

また、地震防災上重要施設については、できる限り耐震化に努めることとします。

表 耐震化目標値

	前計画 策定当初	(年)	現状	(年)	令和7年 目標	令和12年 目標
住 宅※ ¹	60.0%	(H30)	72.8%	(R5)	95%	概ね解消
多数利用建築物	89.7%	(H30)	90.3%	(R5)	概ね解消	概ね解消
耐震診断義務付け対象 建築物※ ²	—	(H30)	100.0%	(R5)	100%	100%

※1 民間住宅

※2 旧耐震基準の建築物のみ対象

2 耐震化に向けた取組方針

(1) 住宅の耐震化に向けた耐震改修等必要数

令和5年度時点における民間住宅の耐震化率は73.0%です。

目標である耐震化率95%の達成に向けた耐震改修等の必要数については、令和7年度における住宅総数を設定した上で算出します。

令和7年度の住宅数※は、これまでの新築・除却傾向を踏まえ3,770棟と設定します。

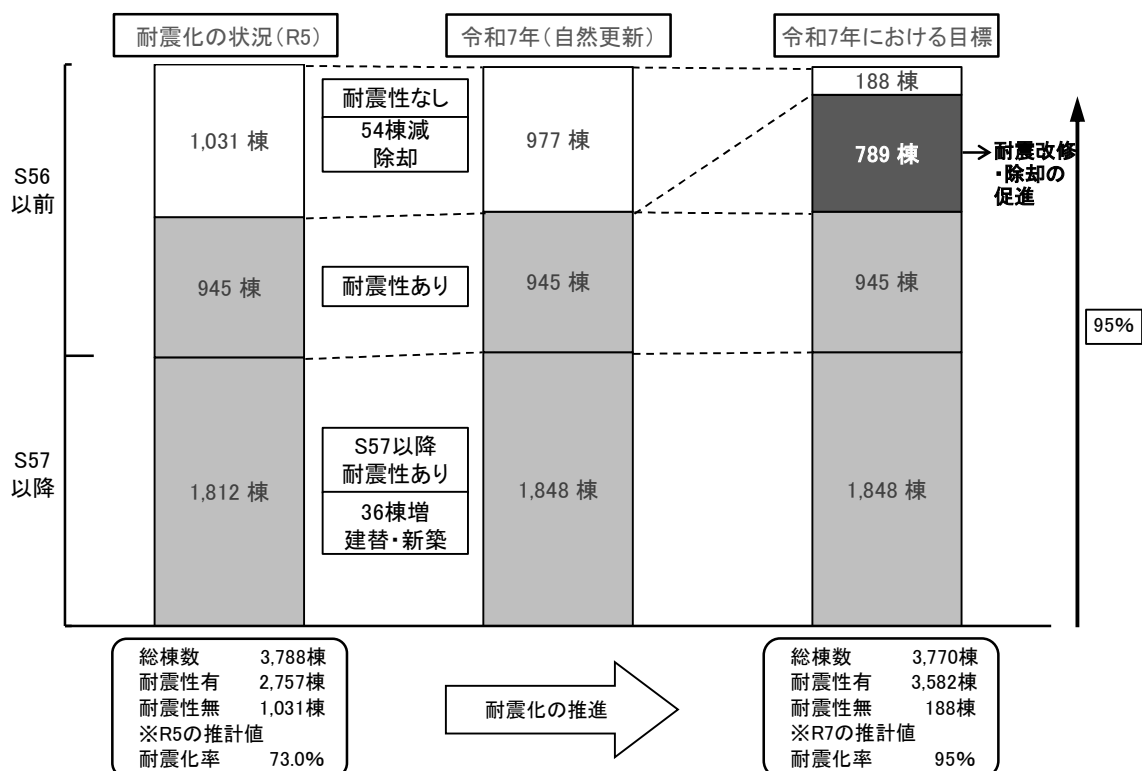
耐震化率95%の目標に向けては、3,770棟のうち3,582棟以上が耐震性を有する必要があり、耐震性が不十分である昭和56年以前の住宅のうち、789棟以上において耐震改修等の対応が必要となります。

また、令和12年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消するためには、令和7年度から更に188棟分の耐震改修が必要となります。

表 R7年度・R12年度の目標達成に向けた耐震化必要棟数 (単位：棟)

	R5年度	自然増減 (R5⇒R7)	R7年度 [自然更新]	R7年度 耐震化 必要棟数	R7年度 [目標]	R12年度 耐震化 必要棟数
S56以前建設	1,976	-54	1,922		1,922	
耐震性有り	945		945		945	
耐震性改修実施			0	789	789	188
耐震性不十分	1,031	-54	977		188	
S57以降建設	1,812	36	1,848		1,848	
合 計	3,788	-18	3,770		3,770	
耐震性満たす	2,757		2,793		3,582	
耐震化率	73.0%		74%		95%	

図 R7年度の目標達成に向けた耐震化必要棟数



※令和 7 年度・12 年度における住宅数の設定

- ・本町の民間住宅数は、前回計画（平成 30 年度）の 3,831 戸から令和 5 年度では 3,788 棟となっています。
- ・昭和 56 年以前の住宅は平成 30 年度から令和 5 年度までの 5 年間で 133 棟（年間約 27 棟）減少、昭和 57 年以降の住宅は同 5 年間で 90 棟（年間約 18 棟）増加しています。
- ・上記から本計画では、令和 5 年度から令和 7 年度までの 2 年間で 36 棟（年間 18 棟）が新築、54 棟（年間 27 棟）が除却されると想定し、令和 7 年度の住宅数を算出します。また、除却される住宅は耐震性が不十分な S56 年以前の住宅のみと想定します。

（参考）住宅数の比較（H30/R5）

	S56 年以前建設	S57 以降建設	計
前回計画（H30）	2,109	1,722	3,831
現 状（R5）	1,976	1,812	3,788
5 年間の増減	-133	90	-43
5 年間の平均	-27	18	-9

（2）多数利用建築物の耐震化に向けた耐震改修等必要数

令和 5 年時点の多数利用建築物は 31 棟あり、現時点の耐震化率は 90.3%です。

目標の達成に向けては、耐震性が不十分である 3 棟の耐震化等が必要となります。

耐震性が不十分である 3 棟のうち 1 棟が公共建築物であり、早期対応が求められます。

民間建築物の内 1 棟については、今後、耐震診断を実施する予定であり、所有者に対しては、耐震診断結果に対応した情報提供等を行い、耐震化を促進します。

（3）耐震診断義務付け対象建築物の耐震化

耐震診断義務付け対象となる建築物は、厚岸中学校の 1 棟ですが、耐震性が満たされています。

以上から、耐震診断義務付け対象となる建築物の耐震化率は現時点で 100.0%であるため、今後も引き続き適切な維持管理を行います。

4章 住宅・建築物の耐震化促進に向けた基本的方向

1 耐震化に向けた各主体の役割

地震における被害を最小限にとどめるためには、町民、建築関連事業者、厚岸町が相互の信頼関係に基づき、「自分の生命は自ら守る」といった自助の考え方、「自らの地域は自ら守る」といった共助の考え方及び行政が担うべき公助の考え方を基に、建築物の耐震化の促進について協働し、連携することが必要です。

町民、建築関連事業者、厚岸町が危機意識を共有しつつ、それぞれの役割を自覚して、建築物の耐震化を推進していくこととします。

(1) 所有者の役割

- 住宅・建築物所有者は、主体的に地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとします。

(2) 建築関連事業者の役割

- 建築関連事業者は、住宅・建築物の安全性を確保することは、人命に係わる重要な要素であるとの認識をもち、住宅や建築物の所有者をはじめとする地域との信頼関係を築くことに努め、地震に対する安全性を確保した良質な住宅・建築ストックの形成に努めるものとします。

(3) 厚岸町の役割

- 厚岸町は、相談体制や適切な情報提供等町民が安心して耐震診断・改修ができる環境の整備や住宅建築物の安全性の向上に関する啓発及び知識の普及などに努めるものとします。
- 厚岸町は、自ら所有する住宅および公共建築物の耐震化に計画的に取り組むこととします。
- 厚岸町は、これら取組みにあたっては、北海道との連携のもと、推進することとします。

2 耐震化促進に向けた基本的な方向

(1) 耐震化促進に向けた基本的な取組み方針

住宅・建築物等の耐震化を促進するためには、住宅・建築物等の所有者等が地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

町は、こうした所有者などの取組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な取組み方針とします。

□だれもが安心して耐震診断や耐震改修ができる環境整備の推進

住宅・建築物等の所有者による住宅・建築物等の耐震化への取組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための事業の実施などについて検討し、耐震化の促進に努めます。

□住宅・建築物等に関する知識の普及・啓発への積極的な取組み

住宅・建築物等の耐震化の促進のためには、地震防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、町民、建築関連事業者に対して、防災意識の向上と建築物等の耐震化の必要性、重要性の普及・啓発に、積極的に取り組むこととします。

（２）重点的に耐震化を図る建築物

①住宅

住宅については、新耐震基準導入以前に建設された木造住宅の、過去の地震における被害状況、新基準建築物の構造種別に応じた法改正、告示基準の制定等を踏まえて、全ての住宅を「重点的に耐震化を図る建築物」とします。

このうち旧基準建築物に該当する木造住宅については、その耐震性について特に問題があると考えられることから「より重点的に耐震化を図る建築物」とします。

②特定建築物

該当する全ての特定建築物 17 棟（P43 参照）を「重点的に耐震化を図る建築物」とします。

③地震時に通行を確保する道路に面する建築物

町が位置付ける地震時に通行を確保する道路に面する建築物（後述）については、「重点的に耐震化を図る建築物」として普及啓発に努めます。

④町有建築物

上述の特定建築物以外の町が所有する公共建築物のうち、厚岸町地域防災計画で示されている避難場所等地震防災上重要施設で耐震性が満たされていない 12 棟（P49, 50 参照）については「優先的に耐震化を図る建築物」とします。

3 耐震化促進に向けた施策の基本的方向

住宅・建築物の耐震化の目標達成に向けて、次の3つを施策の基本的方向とし、国の住宅・建築物耐震改修等事業等の活用や北海道との連携を図りながら、効果的・効率的な施策を展開します。

施策の基本的方向	施策内容
1 住宅・建築物に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	(1) パンフレットやインターネットを活用した普及啓発
	(2) セミナー等の開催による普及啓発
	(3) 地震・防災マップの更新・公表の促進
2 耐震診断・改修の促進を図るための支援や環境整備	(1) 住宅の耐震化の促進
	(2) 住宅の建替・除却等の促進
	(3) 多数利用建築物の耐震化の促進
	(4) 地震時に利用を確保することが公益上必要な建築物の耐震化の促進
	(5) 地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の耐震化の促進
	(6) 耐震診断・改修に係る相談体制の充実
	(7) 耐震改修事業者等の情報提供
	(8) その他の地震時の安全対策の推進
3 耐震診断・改修を担う人材の技術向上	(1) 耐震診断・改修技術講習会等の情報提供

5章 耐震化を促進するための施策

1 住宅・建築物に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

町は、住宅や建築物の所有者に対して、地震に対する安全性確保の重要性を認識してもらうとともに、耐震診断や耐震改修の必要性や効果について普及啓発を図ります。

(1) パンフレットやインターネットを活用した普及啓発

町は、住宅・建築物の耐震化の促進に向けたパンフレット等の配布など、耐震化の重要性などについての普及啓発に努めるとともに、町の広報やホームページを活用し、所有者や建築技術者のニーズに的確に対応した情報提供の充実に努めます。

また、自治会は災害時対応において重要な役割を果たすことから、平時においても危険箇所の点検や耐震化のための啓発に努めます。

(2) セミナー等の開催による普及啓発

リフォーム工事や増改築は、耐震改修を実施する好機であることから、これらの工事と合わせて耐震改修が行われるよう、町は、一般向けのリフォームセミナー等を活用して、所有者に対する耐震化の普及啓発を図るとともに、既存住宅の増築、改築、修繕工事に対して助成を行う「住宅リフォーム支援助成金」、省エネ改修工事等に対して助成を行う「住宅エコリフォーム補助金」、及び空き家等の改修支援等の利用促進に合わせた耐震化の普及促進を図ります。

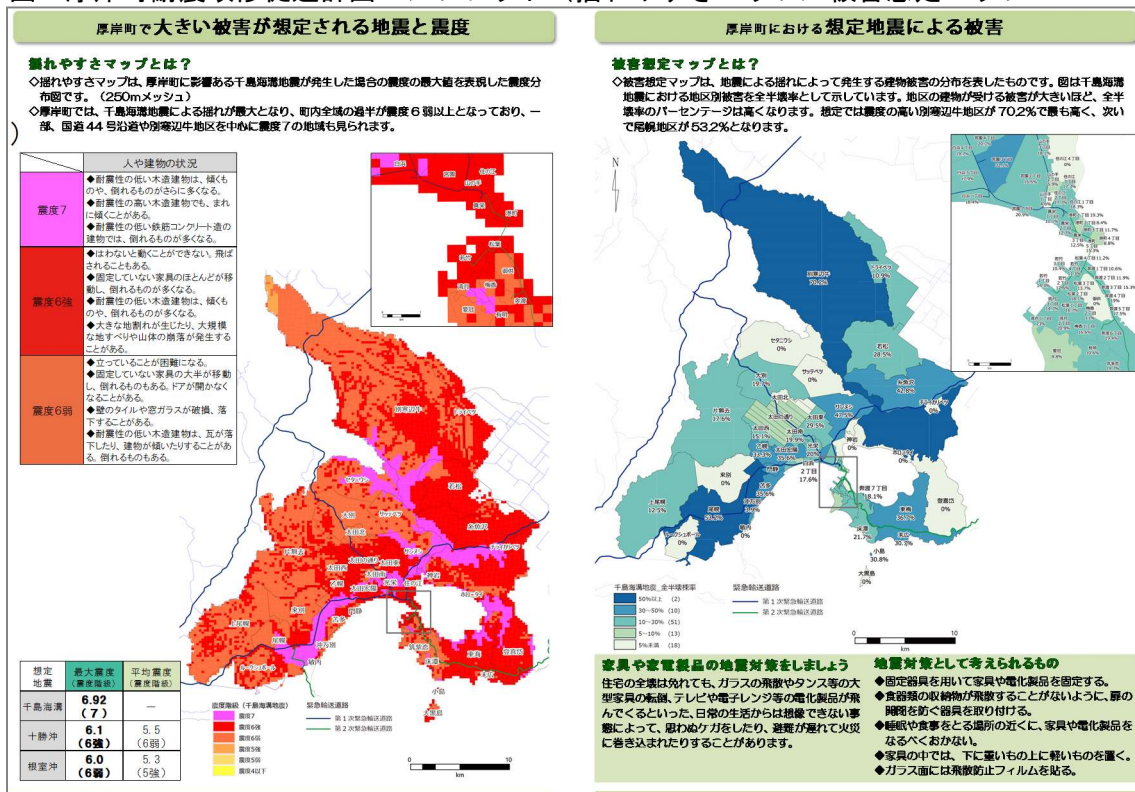
また、学校など防災教育の場において、住宅・建築物の耐震化に関する知識の普及に努めます。

(3) 地震・防災マップの更新・公表の促進

地震に対する注意喚起と防災意識の高揚を図るためには、町民にとって、理解しやすく、発生のおそれがある地震の概要と、地震による危険性の程度等を記載した地震ハザードマップ（危険度マップ）の提示が有効です。

町では、本計画の見直しに合わせて、「揺れやすさマップ」についても見直し・公表をしています。今後も、北海道など関係機関より新たな地震や被害想定情報が公表された時には、必要に応じ町のマップ更新及び情報提供に努めます。

図 厚岸町耐震改修促進計画パンフレット（揺れやすさマップ／被害想定マップ）



2 耐震診断・改修の促進を図るための支援や環境整備

町は、耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、耐震診断・改修に要する費用負担の軽減を図る所有者支援や、耐震診断・改修に関する相談体制の充実などの環境整備に努めます。

(1) 住宅の耐震化の促進

①住宅の耐震診断の促進

耐震診断は、所有者が耐震改修の必要性を判断する上で重要な調査であり、防災意識の向上や地震に対する不安解消に寄与します。

現在、町では、戸建て木造住宅を対象とした無料簡易耐震診断を実施しています。

加えて、国や道の補助制度を活用した住宅の耐震診断費用に対する補助制度の設置を検討し、さらなる耐震診断の実施が促進されるよう努めます。

また、住宅所有者が耐震診断を実施した際には耐震改修の支援制度等について説明を行い、一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対しては耐震改修を促します。

図 無料簡易耐震診断パンフレット

木造一戸建て住宅の無料簡易耐震診断 既存住宅耐震改修および解体工事補助事業の ご案内

木造一戸建て住宅の無料簡易耐震診断

「厚岸町耐震改修促進計画」により、安全・安心なまちづくりを推進するため、木造一戸建て住宅の無料簡易耐震診断を行っています。

■対象住宅 ①2階以下の木造住宅一戸建てであること
※在来組工法、枠組壁工法などで店舗・事務所等を用いる住宅を含みます。
②申請者が住宅を所有または居住していること
※①と②を満たす町内の木造一戸建て住宅が対象です。
※建築年度は問いません。
※住宅の図面がある方は持参してください。

■受付方法 建設課建築係窓口にて「簡易耐震診断申込書（様式1）」に記入していただきます。

■診断方法 問診1～10に答えていただきます。
※申込者からの聞き取り又は図面によって診断するため、現地調査は行いません。

■診断結果 得点の合計によって3段階で行います。

■留意事項

- ・簡易な診断となるため住宅の耐震性の目安としてください。
- ・担当者より尾を空ける場合がありますので、スムーズに受付をするためにご来庁の前に電話連絡をくださいますようお願いいたします。
- ・氏名、住所などを個人情報を除くデータは、耐震改修促進状況のデータとして公表する場合がありますので、ご了承ください。
- ・耐震結果に不安のある方、さらに詳しい診断を希望される方は北海道で行っている無料耐震診断をご案内します。（諸条件あり）

※面もお読みください

既存住宅耐震改修および解体工事補助事業

町では、地震発生時の住宅の倒壊等による被害を軽減することを目的とし、既存住宅の耐震改修および解体する人に助成を行っています。

■対象住宅 【下記の要件を全て満たす住宅が対象です】

- ①昭和56年5月31日以前に着工された住宅
- ②申請者が居住している住宅
- ③専門機関の耐震診断によって耐震基準を満たさないとされた住宅
- ④建築基準法その他関係法令に違反がない住宅

■助成額 耐震改修工事

- ・補助対象経費が20万円未満の場合、補助対象経費の額
- ・補助対象経費が20万円以上200万円未満の場合、20万円
- ・補助対象経費が200万円以上300万円未満の場合、補助対象経費の10%
- ・補助対象経費が300万円以上の場合、30万円（上限）

解体工事

- ・補助対象経費の10%（上限20万円）

※解体工事にあつては、補助対象経費が50万円以上の場合に助成の対象となります。

あなたの家の耐震性能は大丈夫！？

住宅が建てられた時期はいつ？ 新耐震基準について

現在の耐震基準は、昭和56年（1981）にできたもので、それ以前のものと区別するために「新耐震基準」と呼ばれています。現在、すべての建物はこの基準で建てられています。昭和56年（1980）以前に建てられた住宅にお住まいの方は特に注意してください。

強い地震にも耐えられる？ 新耐震基準とは

「新耐震基準」の目的は、震度5程度（中程度）の地震の際には「建物が壊れない」ようにすること、震度6程度（強い地震）の際には、「建物の倒壊を防ぎ、中にいる人の安全を確保できる」ようにすることです。

【受付窓口・問い合わせ】
厚岸町役場 建設課 建築係
電話0153-52-3131（内線282〜284）

②住宅の耐震改修の促進

北海道の「既存住宅耐震改修事業補助金制度」では、補助制度を設けている市町村に対して耐震診断、補強設計、耐震改修の補助を行うこととしています。国においても補助制度を設けている市町村に対して耐震診断、補強設計、耐震改修、建替え又は除却の補助を行うとともに、住宅耐震化に向けた積極的な取り組みを行う地方公共団体に対するパッケージ支援を設けています。

また、国は耐震改修の促進を図るため、平成 18 年度から耐震改修に関する特例措置を設けており、住宅に関しては、一定の要件を満たす住宅について耐震改修を行った場合、固定資産税及び所得税を減税するものとしています。

町では、現在居住している既存住宅の耐震改修工事に対して補助を行っていますが、今後、道や国の補助制度を活用した支援の拡充について検討するとともに、耐震化に係る支援補助制度等について、町ホームページ等を活用した周知に努めます。

（２）住宅の建替・除却等の促進

旧耐震基準である、昭和 56 年以前に建築された住宅は、建築後、少なくとも 40 年以上が経過し、多くの住宅は老朽化が進んでいると考えられます。

こうしたことを踏まえ、耐震改修の促進だけでなく、住宅の建替えの促進を図るほか、住宅の住み替えに伴う老朽化した既存住宅の除却の促進を図るため、住宅新築に係る支援制度や既存住宅の解体に対する補助制度である、「厚岸町既存住宅耐震改修及び解体工事費補助金」の周知に努めます。

（３）多数利用建築物の耐震化の促進

町内にある多数利用建築物については、耐震性能の向上について適切な措置を講じることができるよう、耐震化の状況などを記載したデータを管理します。

町は、このデータを活用しながら、多数利用建築物の耐震化の促進に努めるとともに、地震に対する安全性を確保するため耐震診断や耐震改修の必要があると認めるときは、所管行政庁である道と連携し、その建築物の所有者に対して、耐震改修促進法第 15 条第 1 項²の規程に基づき、耐震診断及び耐震改修について必要な指導・助言を行います。

町が所有する多数利用建築物のうち耐震性が不十分な施設については、速やかに耐震診断・耐震改修等を実施し、耐震化を進めていく必要があります。

² 第 15 条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

（４）地震時に利用を確保することが公益上必要な建築物の耐震化の促進

大規模な地震が発生した場合において、災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設など、その利用を確保することが公益上必要な建築物（防災拠点建築物）のうち、昭和 56 年以前の耐震基準（旧耐震基準）により建築され、地震に対する安全性が明らかでないものは、耐震診断を行うとともに、耐震改修の促進を図る必要があります。

北海道耐震改修促進計画では、次のとおり耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 1 号³の規定に基づき、地震時に利用を確保することが公益上必要な建築物を指定して、当該建築物の耐震性の確保を図ることとしています。

また、厚岸町地域防災計画で示されている避難場所等地震防災上重要施設

のうち、耐震性が確認されていない施設については、速やかな耐震化に努めます。

公益上必要な建築物の指定「北海道耐震改修促進計画」

耐震改修促進法附則第 3 条第 1 項に規定する要緊急安全確認大規模建築物のうち、災害対策基本法第 2 条に規定する地域防災計画において、地震が発生した場合における避難所として位置付けられているもの、又は位置付けられることが確実なもの

また、地震発生時に避難所として活用することについて、市町村と要安全確認計画記載建築物として必要な協定を締結しているもの

³ 第 5 条第 3 項 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項（区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項）に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物であるものについて、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

（５）地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の耐震化の促進

地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路として、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画において、第１次から第３次までの緊急輸送道路が位置付けられています。

道では、緊急輸送道路は、地震によって沿道の建築物が倒壊した場合において、緊急車両の通行や住民の避難を確保する必要があることから、耐震改修促進法第５条第３項第３号に規定する道路として、厚岸町内に第１次及び第２次緊急輸送道路を指定しています。

北海道の緊急輸送道路「北海道耐震改修促進計画」

第１次緊急輸送道路

道庁、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路

第２次緊急輸送道路

第１次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路

第３次緊急輸送道路 ※厚岸町内に該当なし

第１次及び第２次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路

① 避難路沿道建築物の耐震化の促進

厚岸町内においては、道及び本計画で指定した緊急輸送道路の沿道にある特定建築物が９棟あります（P43, 44 参照）。

町は、特定建築物情報をまとめた指定道路台帳のデータ整備を進めます。

また、道と連携して、該当建築物の所有者に対して地震時の倒壊により道路を閉塞するおそれがある建築物であることを伝えるとともに、当該建築物の耐震診断の実施を促すこととし、地震に対する安全性を確保するため耐震改修の必要があると認めるときは、耐震改修を実施するよう指導・助言を行っていきます。

②避難路沿道のブロック塀等の耐震診断の促進

平成30年11月30日に、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部が改正され、避難路の沿道にある一定規模以上の既存耐震不適格のブロック塀等は、耐震診断が義務付けられることとなりました。

本町で指定した「地震時通行を確保すべき道路」沿道には、耐震不適格に該当する規模のブロック塀は現在ありませんが、道路境界に小規模なブロック塀を設置している住宅もあることから、特に避難路沿道等では、住宅・建築物と同様にブロック塀等の耐震性能の確保について注意を促します。

既存耐震不適格のブロック塀等

- ・前面道路に面する部分の長さが25m^{※1}を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の2分の1に相当する距離^{※2}を加えた数値を2.5で除して得た数値を超えるブロック塀等

※1：地形、道路の構造その他の状況によりこの長さとするのが不適当である場合、8m以上25m未満の範囲において、都道府県知事又は市町村長が規則で定めることができる。

※2：地形、道路の構造その他の状況によりこの距離とするのが不適当である場合、2m以上(高さ $2 \div 2.5 = 0.8\text{m}$ 以上)の範囲において、都道府県知事又は市町村長が規則で定めることができる。

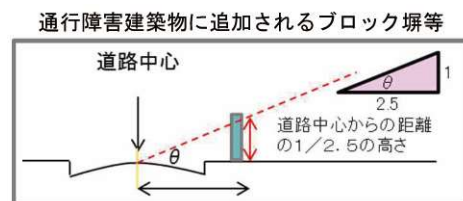


図 地震時に通行を確保すべき道路（全町）

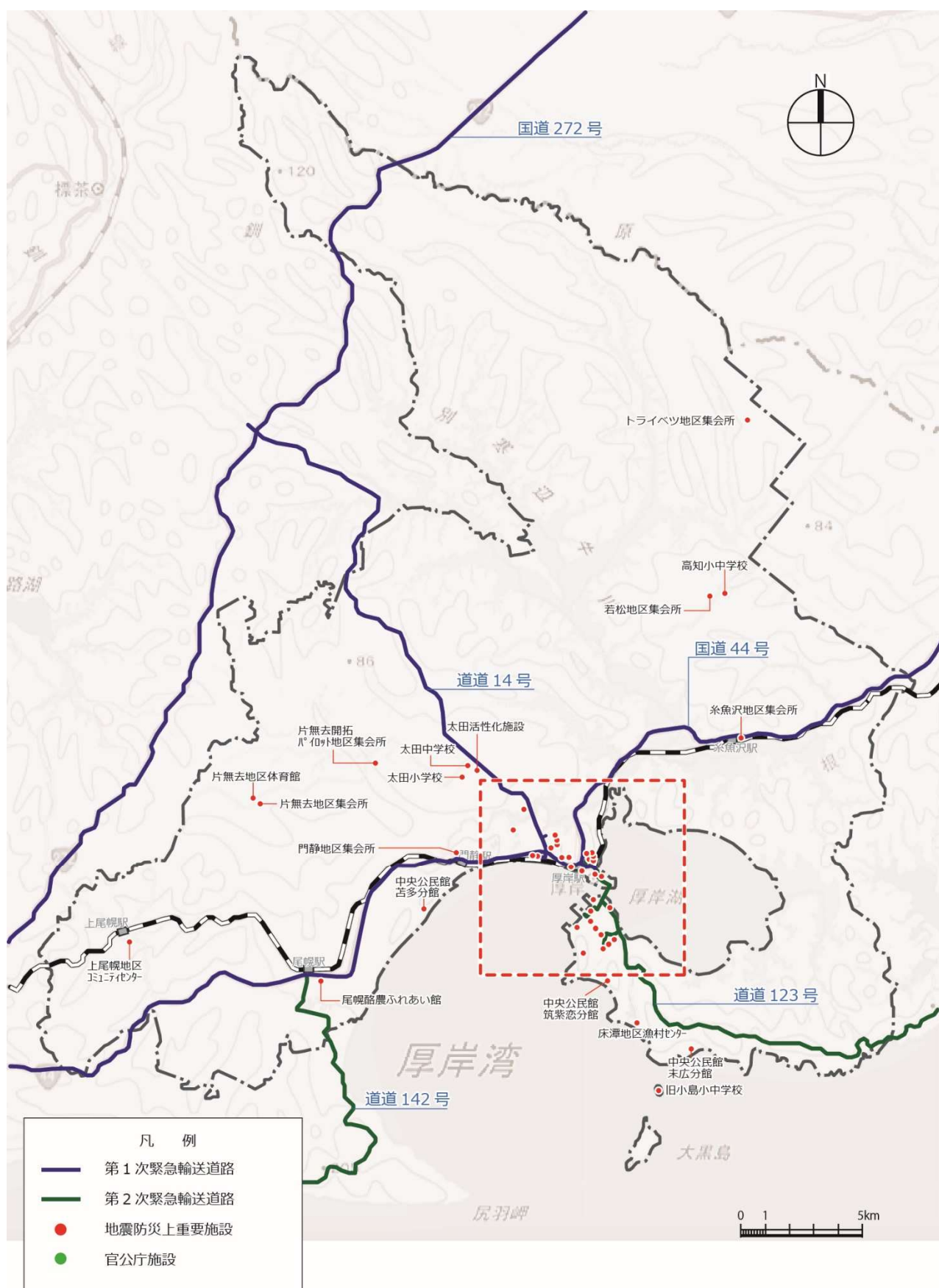
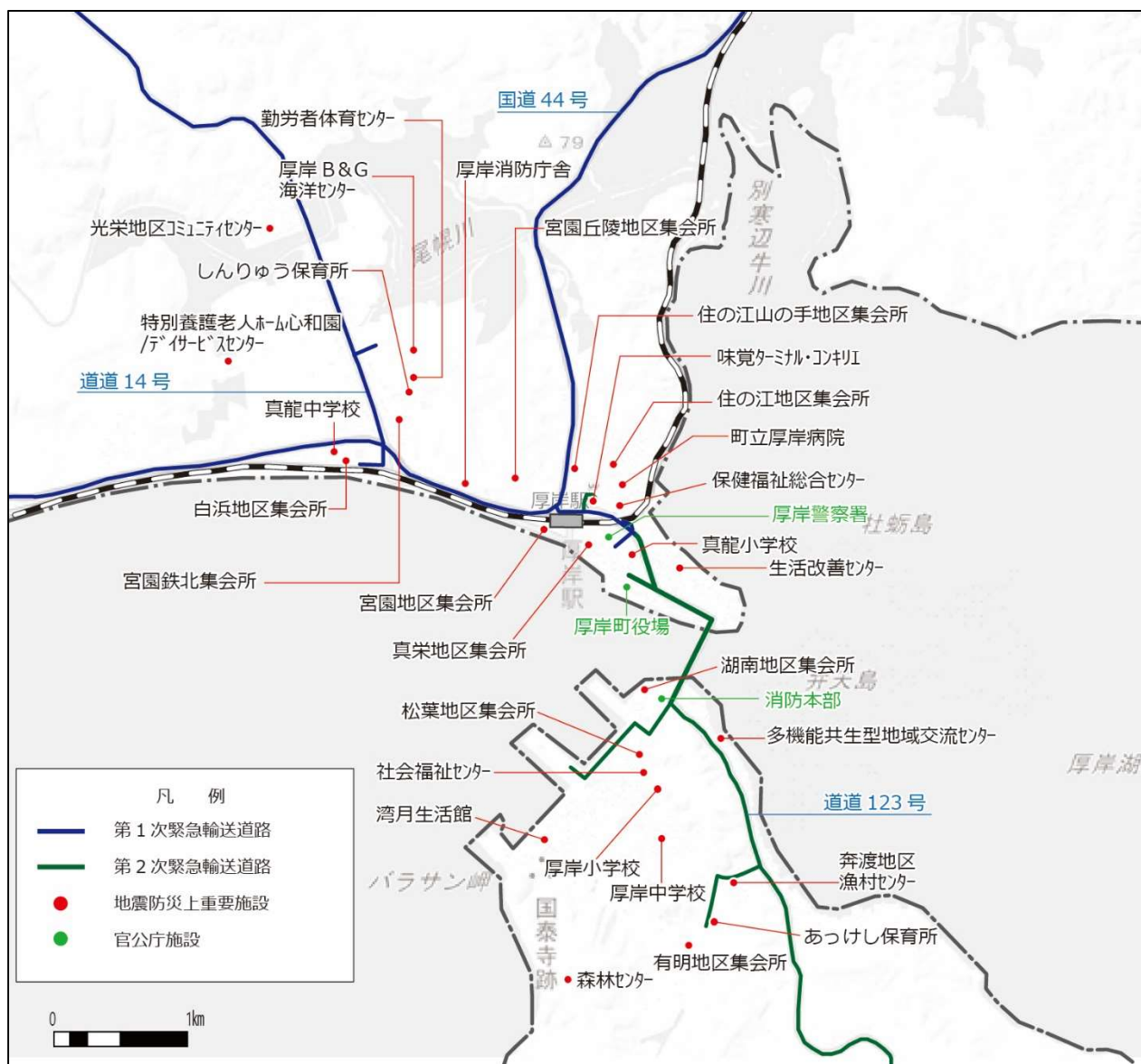


図 地震時に通行を確保すべき道路（市街地拡大図）



（６）耐震診断・改修に係る相談体制の充実

町では、耐震診断及び耐震改修に係る相談窓口を建設課建築係に設置し、耐震診断や耐震改修等に関する相談対応をしているところです。

相談対応は、建築関連団体等と連携し、専門家によるきめ細やかな相談対応を行っていきます。

また、耐震診断や耐震改修に係る相談のみならず、建物の新築や改修、除却等に関する相談など総合的な相談窓口とすることで、より一層の耐震化の促進を図っていきます。

（７）耐震改修事業者等の情報提供

町では、町内及び近隣市町の耐震改修事業者等の情報提供を行うなど、住宅所有者が耐震改修を容易に進められる環境整備を図ります。

（８）その他の地震時の安全対策の推進

地震発生時では、住宅・建築物の倒壊のほか、非構造部材等の落下などによる人的被害が多く発生していることから、住宅・建築物の耐震化と合わせて、窓ガラス等の落下防止対策などの地震時の総合的な建築物の安全対策を推進します。

①窓ガラス等の落下防止対策

地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上３階建て以上の建築物の窓ガラス・外装材・屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、必要に応じて、所有者に対し改善指導を行います。

②大規模空間の天井脱落防止対策

平成２３年の東日本大震災では、体育館や劇場など比較的新しい建築物も含めて大規模空間の天井が脱落する被害が発生しました。これらの被害を踏まえ、町が所有する施設については、国土交通省の基準等に基づき対策を講じます。

③エレベーター内の閉じ込め防止対策

地震発生時において、建築物に設置しているエレベーターが緊急異常停止し、エレベーター内に人が閉じ込められるなどの被害がこれまで発生しています。

これらの被害を防止するため、地震の初期振動を感知し、最寄階に停止させ、ドアを開放する「地震時管制運転装置」の設置促進を図るとともに、地震時のリスク等を周知していきます。

④ブロック塀等の倒壊防止対策

地震によるブロック塀等の倒壊を防止するため、既存ブロック塀等については、点検・補強の必要性を周知するとともに、必要に応じて所有者に対して指導を行います。

また、新規に施工・設置する場合には、施工・設置基準を遵守させるなど、安全性の確保について指導します。

3 耐震診断・改修を担う人材の技術力向上

(1) 耐震診断・改修技術講習会等の情報提供

耐震改修工事は、十分な技術的知見を有する建築士や事業者が行った詳細な耐震診断結果に基づいて実施することが重要です。

町では、道や建築関係団体と連携し、耐震改修事業者等の技術力・知識の向上に向け、道が主催する講習会等の情報を提供します。

6章 耐震改修促進法・建築基準法に基づく指導等

所管行政庁である北海道と十分な連絡調整、連携を図りながら、耐震改修促進法に基づく指導、建築基準法に基づく勧告または命令等を進めていくこととします。

1 耐震改修促進法に基づく指導等

平成 25 年の耐震改修促進法の改正では第 16 条において、現行の建築基準法令の耐震関係規定に適合しない全ての住宅や建築物の所有者に対して、耐震診断と必要に応じた耐震改修の努力義務を課しています。

このため、所管行政庁である北海道は、周辺への影響などを勘案して必要があると認めるときは、その所有者に対して、耐震診断及び耐震改修について必要な指導・助言を行うことができるとされています。

また、耐震診断が義務付けされた不特定多数の者等が利用する大規模建築物及び耐震改修促進法第 15 条第 2 項に規定する不特定多数の者等が利用する一定規模以上の建築物等については、その所有者が適切に耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならないものです。しかしながら、そうでない場合において所管行政庁は、国の基本方針に規定する技術上の指針となるべき事項を勘案して、指導・助言・指示を行うことができ、さらに正当な理由なく所有者が指示に従わなかったときは、その旨を公表することができるとされています。

本町においては、所有者に対して情報提供し耐震診断及び耐震改修の促進に努めるとともに、必要に応じて北海道と連携しながら対応していきます。

2 建築基準法に基づく勧告または命令

所管行政庁である北海道が、耐震改修促進法の規定に基づく指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、耐震診断が義務付けられた大規模建築物等の所有者が必要な対策をとらなかった場合、所管行政庁は、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、建築基準法第 10 条第 1 項の規定に基づく勧告を行うとともに、その所有者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、同条第 2 項の規定に基づく命令を行うことができるとされています。

また、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については、速やかに同条第 3 項の命令を行うことができるとされています。

本町においては、所有者に対して適切な情報提供を行い必要な対応をとるよう促すとともに、必要に応じて北海道と連携しながら対応していきます。

7 章 計画の推進に関する事項

1 所管行政庁との連携

道は、道、市町村及び建築関係団体が、住宅・建築物の耐震化の促進を図るための連絡協議を行う場として「全道住宅建築物耐震改修促進会議」を設けています。

町は、「全道住宅建築物耐震改修促進会議」へ参加し、国や道の施策に対する連携方策、他市町村や建築関係団体等の取組を連絡協議するなど、住宅・建築物の耐震化に向けて連携して取り組んでいきます。

2 アクションプログラム等の作成検討

住宅耐震化施策の推進状況等に応じ、更なる積極的な取り組みとなる「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」等の作成を検討するなど、本計画で設定した目標の達成を目指します。

参考：住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

- | | |
|-----------|-------------|
| ○1年間の支援目標 | ○前年度の取組実績 |
| ○1年間の取組内容 | ○前年度の課題・改善策 |
| | ○前年度までの支援実績 |

3 その他

厚岸町耐震改修促進計画を実施するに当たり、必要な事項は別途定めることとします。